

令和6年9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10番	堀 岡 敏 喜
11番	佐 藤 仁 志	12番	江 崎 貴 大
13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

14番	高 橋 八重典	15番	早 川 公 二
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 木 弘 己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	伊 藤 隆 彦	総 務 課 長	横 江 兼 光
財 政 課 長	村 田 健太郎	人 事 秘 書 課 長	山 森 隆 彦
企画政策課長	佐 藤 文 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	岩 田 繁 樹	収 納 課 長	細 野 英 樹
市民課長兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	下 里 真理子	環 境 課 長	梅 田 英 明
市民協働課長	藤 井 清 和	観 光 課 長	浅 野 克 教
健康推進課長	山 守 美代子	福 祉 課 長	後 藤 浩 幸
介護高齢課長	富 居 利 彦	児 童 課 長	飯 田 宏 基

総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長

中山 義之

産業振興課長

上田 忠次

土木課長

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

下水道課長

早川 昇作

学校教育課長

田畑 由美子

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

飯塚 義子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐野 智雄

議事課長

田口 邦郎

書記

鈴木 悦子

6 議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と早川公二議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、小久保照枝議員。

○9番（小久保照枝君） 皆様、おはようございます。

9番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、多文化共生社会についてと災害対応力の強化について、2点質問させていただきます。

まず、1点目の多文化共生社会について質問させていただきます。

世界には、様々な人種、宗教、文化、言語などが存在します。人種や宗教、言語などの文化が違って一人の人間として互いを尊重し合い、違いを認め合いながら仲よく共に生きていくこと、これが多文化共生ということだと思います。

人種の違いや文化の違いがある人間同士が認め合い、尊重し合うことは、大変な努力が必要です。理解し合うには、言葉の壁、習慣の違いを乗り越える課題も数多くあります。

近年では国際化が進み、外国人の往来が盛んになり、日本を訪れる外国人の数が本年上半期で過去最多1,777万人を上回っています。国民全体に多文化共生の意識が高まり、文化、言語、国籍や年齢、性別、能力など、個人の違いに関わらずできるだけ多くの人々が利用できることを目指すユニバーサルデザインのまちづくりがますます求められていくのではないのでしょうか。

2023年6月末現在、愛知県54市町村において、外国人住民数の総人口に占める割合で弥富市は人口4万2,441人、在留外国人2,467人、人口に占める割合が5.81%で8番目と上位を記されておりました。現在の弥富市が外国人にとって暮らしやすいまちなのかどうか、課題は何かという視点を持って質問をさせていただきたいと思います。

それでは、外国人の実態についてお伺いいたします。市内に住民登録をされている外国人の在留資格と人数をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） おはようございます。御答弁申し上げます。

当市で把握している8月末現在に住民登録をされている外国人は、48か国、2,706人です。

そのうち、在留資格において多い順に3つ上げますと、永住者533人、技術・人文知識・国際業務468人、家族滞在394人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 本年7月末現在の住民登録数を聞かせていただきました。外国人在留資格をお伺いいたしました。

昨年より1年間だけでも約200人の方が弥富市に住民登録されていることが分かりました。

また、永住者やお仕事で来られてみえる方、家族で滞在されていることが分かりました。

それでは、その方々の国籍はどのような状況でしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 先ほど回答いたしました在留資格別に国籍の多い順に3つ上げますと、永住者の方はブラジル、フィリピン、中国、技術・人文知識・国際業務の方はベトナム、パキスタン、スリランカ、家族滞在の方はベトナム、パキスタン、スリランカでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 上位3つ教えていただきました。ベトナム、ブラジル、フィリピン。

私の近所にはパキスタンの方がお見えになります。言語を調べてみると、ベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、ウルドゥー語と、本当に語源の種類の多さに驚いております。

そこで、行政手続と情報提供についてお伺いいたします。

以前、庁舎に外国の子供がタブレットを持ち、日本語が分からない親御さんの通訳をしている姿を見かけました。また、職場の担当の方が付き添いながら何人かの外国人が手続されている姿も見かけられます。言葉が通じない外国人に対して、行政窓口での対応方法はどのようなサービスを行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） スマホの通訳アプリやポケットクなどの翻訳機器の活用や、出入国在留管理庁による通訳支援事業を活用した電話による通訳サービスを利用して対応しております。

また、英語、ポルトガル語ができる職員が、応援要請があれば通訳のお手伝いをしております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9 番（小久保照枝君） それでは、地域社会のルールやごみの出し方など、行政情報の提供方法はどのようにされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 本市では、市のホームページに英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語の5言語の翻訳機能を備え、外国籍の市民に向けた言語支援を行っております。

ごみの出し方につきましては、市民課において転入時等に窓口で一般家庭ごみ収集日程表をお渡しし、その裏表紙に記載してある2次元コードを読み取ることで市ホームページ内の外国語版ごみ分別ガイドブックに接続する形で情報を提供しております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9 番（小久保照枝君） 実際、5言語の翻訳機能だけでは理解できず、間違えたり困ったりされてみえるのではないかと思います。

市に来られている国籍の多いベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、ウルドゥー語など、広報紙の翻訳機能に追加され、情報提供のさらなる充実を検討していただきたいと思います。

福祉についてお伺いいたします。本市に在住される外国人の方に利用できる福祉サービスはありますか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 外国人の方に特化した福祉サービスはございませんが、本市において住民基本台帳に記載され、在住されている方であれば、国籍に関係なく児童福祉や高齢者福祉、障がい者福祉などの福祉サービスを受けていただくことができます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9 番（小久保照枝君） 福祉サービスなどは、内容を理解して申請手続きをしなければ支給されません。その点はいかがでしょうか、再質問でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 外国人の方への福祉サービス等の説明につきましては、市ホームページの多言語翻訳機能やスマホの通訳アプリなどを活用して、福祉サービスの内容や申請方法について御理解いただけるように丁寧に説明のほうをさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9 番（小久保照枝君） ぜひ、申請漏れのないように対応をお願いいたします。

日本語や地域社会のルールについて学ぶ場はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 継続的、定期的に地域社会のルールや日本語を学ぶ機会等はありませんが、昨年度より国際交流会を開催し、日本文化に触れたり、ごみ出しなどのルールをクイズ形式で学ぶイベントを開催いたしました。

日本語の学び場として、本市では地域ボランティア団体の「カムカム」が隔週土曜日と隔週日曜日の午前中に、16歳以上の方を対象に日本語教室を開催していただいております。ここでは単に日本語を学ぶだけのものではなく、弥富市の中で生活していく上での社会ルールや日本独特の文化、あるいは習慣、そういったものなどを織り交ぜながら日本語を学ぶ場を運営していただいております。

また、今年度、愛知県主催で初期日本語教育指導者養成講座と「はじめてのにはんごきょうしつ」を開催し、次年度以降、市主催での日本語教室を開催できるよう準備をしていく予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 社会福祉センターで開催される日本語教室カムカムさんに伺ったことがあります。一人一人にボランティア支援員さんが対応され、その方に合ったペースで日本語を教えてみえました。

16歳以上が対象ですが、赤ちゃんや子供たちも一緒に来られて、たまに通訳をしたり、また絵を描いたりしながら退屈そうに過ごしておりました。

車がないのでバスを利用されてみえる方もいらっしゃいます。次年度以降、市主催で日本語教室を開催できるよう準備していくとのことですが、そういった点にも考慮していただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

次に、外国人住民の地域コミュニティへの参画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 数は少ないですが、区長補助員や地区の組長、班長など地区役員を引き受けていただいたり、また子供がいる家庭では子供と一緒に子ども会活動や地域のお祭りなどの行事に参加する事例もございます。

アンケートなどを行っていないため具体的な数値等は把握しておりませんが、外国人住民は自治会などのコミュニティの存在を知らず、近所付き合いなどもほとんどなく、外国人のコミュニティの中で情報を共有し、様々な問題などもその中で解決している状況で、実際に自治会などのコミュニティへの参画は少ないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 永住者や家族で引っ越して来られた場合など、地域でつながっていくとお互いに安心できるのではないのでしょうか。何に困っているのか、自治会コミュニティ

などに参加したいかなど、外国人の方に向けたアンケート調査も必要ではないかと考えます。ぜひ御検討ください。

次に、外国人住民の生活相談のための窓口はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 生活相談につきましては、市内に国際交流協会等の団体があれば、それら団体が担っている市町が多いのですが、本市には協会等がないため、相談内容に応じてそれぞれの担当課において対応をしていただいております。

また、複雑な問題に対する継続的な支援の場合は、愛知多文化共生センターの外国人向け専門相談を御案内することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 現役世代の急減で人手不足が深刻化する我が国において、外国人の方がこれからますます重要な社会の担い手として、日本に、そして本市に訪れてきます。

外国人の目線に立って寄り添える相談窓口が身近に設置されると、住民にとってとても安心して暮らすことができると思います。外国人相談窓口を検討していただけるよう要望いたします。

次に、教育についてお伺いいたします。現在、小・中学校での外国人の生徒数はどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市内の小・中学校に通う外国籍の児童は104人、中学校に通う生徒は51人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 市内小・中学校で外国籍の児童が合わせて155人学んでみえるということですが。

児童課でお伺いしたところ、現在、保育園児923人、そのうち外国籍の園児が89人、約1割見えるそうです。年長児52人には、読み書きボランティアさんが教えに来てくださっていると伺いいたしました。心強いことです。

これからも、小・中学校、児童・生徒数の推移は断然高くなってくると思われます。日本語が分からない小・中学生の対応はどのようにされてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校において日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、個々の日本語習得状況に応じた指導体制を取っており、日本語指導員により授業時間内に日本語初期指導を行っております。

週8時間まで、年間280時間以内で日本語の習得状況に応じ時間数を決めて指導をし、充

実した学校生活ができるよう支援をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 学校において日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、個々の日本語習得状況に応じた指導体制を取っており、日本語指導員により授業時間内に日本語教育していただいているということでありました。

一人一人の日本語習得状況に応じ、日本語指導員により週8時間学んでいるとのことでした。

子供の対応力、吸収力は想像以上です。多文化共生社会の縮図でもある学校生活を子供たちが受け入れ合い、学び合える充実した学校生活を過ごせるよう、教育長をはじめ、先生方にはより一層の御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、親御さんに対して学校の情報提供の方法はどのようにされているのでしょうか、伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校からは、日本語で書かれた行事予定、給食代理等各種お知らせや手紙を児童・生徒を介し配付しており、内容確認が必要な場合は、担任から保護者へ直接連絡をしております。

また、日本語が理解できない方に対して、通訳の手段としてスマホアプリや翻訳機、通訳者を含めた3者間の電話通訳サービスを活用しております。翻訳機は74言語、電話通訳サービスは21言語と多言語に対応し、保護者負担の軽減と正確な情報提供に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ありがとうございます。

担任の先生から直接電話をくださったり、3者間の電話通訳サービス、他言語を利用して正確な情報を提供して下さっているということでした。

最後に、多文化共生社会に対して市長の御見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

8月末現在、本市の外国人住民は、先ほどもお伝えしましたが48か国、2,706人で、このうち最も多い国はベトナムの方となっております。国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくことはとても大切なことと考えております。一方で、言語の違いがあることから、外国人住民の方が地域の中に入り、自治会やコミュニティに参画してもらうことは非常に難しいテーマであると考えております。

外国人と地域社会において共に生きていくに当たっては、彼らの声を市政に反映していく

ことも必要になってまいります。他団体の先進事例では、外国人会議や総合相談窓口といった取組がなされており、そのような先進事例の研究も必要になってくるのではないかと考えております。多文化共生社会の推進に向けて、まずは共に暮らす市民として外国人住民の方に日本の文化、習慣をはじめ、社会ルールをお伝えしていくことが肝要であります。

今後、子供の出生率が大幅に上がらない限り、人口は減少していきます。たとえ出生率が上がり人口が増加に転じても、その子供たちが社会の一員となるには、やはり20年後、30年後ということになってまいります。

現在、市内の商業、工業、農業、教育、福祉等では、どの分野においてもやはり人手不足が喫緊の課題となっております。そのような中で頼りになってくるのは、やはり外国人の方のマンパワーであります。外国人の住民の方が地域の一員として地域社会を支えていただけるよう、地域団体や企業とも協力していきながら多文化共生社会の構築に取り組んでまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 市長より前向きな御答弁をいただきました。

外国人の方にも住みやすい弥富市、安心・安全な弥富市をしっかりとアピールできるよう、多文化共生社会についてより一層の取組を期待いたします。

続きまして、2つ目の質問、災害対応力の強化について質問させていただきます。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、320名に及ぶ死者、12万棟を超える住家被害など甚大な被害をもたらし、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされております。

この地震では、古い家屋の倒壊や陸海空路の途絶、孤立集落の発生、長期間にわたる断水など、災害対応に関わる様々な課題が明らかになりました。

また、最近も7月下旬に山形県、秋田県をはじめ、各地で豪雨災害、8月初旬には宮崎県で震度6弱を観測した地震の発生を受け、気象庁は南海トラフ巨大地震注意を発表いたしました。翌日には神奈川県で震度5弱を観測するなど、南海トラフ地震や台風10号、また11号も出てきておりますが、頻発する豪雨災害の現状を踏まえ、より一層の災害対応力の強化に取り組まなければなりません。

昨年の12月議会でも防災意識の啓発について質問させていただきましたが、今回は災害対応力強化について質問させていただきます。

内閣府では、2023年、災害発生後に被災者一人一人に対し、避難生活から生活再建まで迅速かつ効果的に切れ目のない支援を受けられるよう、災害ケースマネジメントの実施の手引きを公表しました。

本市としての災害ケースマネジメントの理解と実施に向けての現状をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 御答弁を申し上げます。

災害ケースマネジメントとは、被災地から避難した一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対しきめ細やかな支援を継続する取組であります。

内閣府の手引きに対応する形で、愛知県版の手引きが2024年3月に公表されております。愛知県版手引きでは、愛知方式として特色を9つにまとめ、それぞれの特色のQ&A、事例、資料が記載され、ポイントや具体例などを示されております。

過去の事例を見ると、発災後一定の期間が経過すると被災者の問題が忘れられていく傾向があります。これは、被災者が自立できたのではなく、風化とともに社会の表面に見えなくなっただけであり、その分被災者は一層孤独にさいなまれながら課題を引きずっていくケースが多いと言われております。

本市といたしましては、このような事例を踏まえながら愛知県が設置する愛知県被災地域支援対策本部と連携して取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 被災者一人一人に対して、切れ目のない支援体制の強化をよろしくお願いいたします。

次に、災害発生時において、障がいのある方や高齢者など、配慮が必要な方の避難行動をあらかじめ決めておく個別避難計画の策定状況をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市における個別避難計画に対する取組状況でございますが、直近では令和5年12月議会において個別避難計画の様式の修正や要綱の整備について検討を進め、新たにモデルケースを2地区程度作成するため御協力いただける地区を選定している状況であると答弁したところでございます。

その後、市内2地区の自主防災会に協力を得られることができたため、現在、当該地区の3人を対象にモデルケースとなる計画の作成を進めているほか、修正した様式を包括した要綱案が一旦完成した状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 多岐にわたる福祉業務の中、個別避難計画の作成には大変時間がかかることだと承知しております。

作成された計画の実効性確保につながるよう、福祉サービス事業者との連携強化などの取組について進捗をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 福祉サービス事業者との連携強化に対する取組状況でございますが、個別避難計画の作成過程において弥富市地域包括支援センターや居

宅介護支援事業所及び弥富市社会福祉協議会の専門職の方にも参画していただいた上で、より実効性の高いものとなることを念頭に協議を行い、作成を進めております。

なお、個別避難計画の作成に限らず、福祉関係機関とは困難事例ケースへの対応などにおいて連絡調整を密に行うことにより、常日頃から連携強化を図るように心がけております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 災害時に自ら避難することが難しい独り暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等がどのような避難行動を取ればよいのかについて、令和3年、個別避難計画策定が努力義務とされました。

平時からの支え合える地域づくりや人づくりを進めておくことが必要です。個別避難計画づくりを契機に、いざというときに助け合える地域の連携、防災訓練にもつなげていただきたいと思います。

次に、障がいがある方の避難については、福祉避難所への直行を可能として受入れの円滑化が図れないか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 大規模災害時は、福祉避難所も施設自体が被災をして受入れが困難になる状況に陥る場合があります。

このため、発災直後は一般の避難所に避難していただき、本市災害対策本部が福祉避難所施設の被災状況を確認し、受入れが可能な状態であれば本人や家族の希望を聞いた上で一般の避難所から移動できるよう調整をいたします。

また、利用者の移送につきましては、原則として家族等が移送することになりますが、移送手段がない方については必要に応じて災害対策本部で協議・検討し対応をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 災害時は、想像がつかない混乱があると思います。特に、障がい者や要支援者の方など、状況説明などが難しいかもしれません。

福祉避難計画を作成しておくことにより、対策本部と福祉避難所への受入れの円滑化が進むのではないかと思います。実践的な福祉避難計画策定に向け、取り組んでいただきたいと思います。

次に、避難情報の発信や避難所運営において、外国人の方や高齢者、多様な住民に対応した災害対策が推進されているのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 避難情報に関しましては、本市は主に市ホームページ、防災行政無線、防災・安全メール、LINE、X、ヤフー防災アプリ、L字放送、緊急速報メールにおいて配信いたします。その中で、市ホームページにおいては外国人の方に向けた多言語翻

訳開始ページにより英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語に翻訳する機能がございしますので、御活用いただきたいと思いますと考えております。

また、高齢者の方などで本市が配信する防災・安全メールの利用ができない方につきましては、事前に市役所防災課へ電話等による災害情報受信登録票を御提出いただければ、本市の防災情報を自宅の固定電話の音声またはファクスで受け取ることができますので、御活用いただきたいと思いますと考えております。

避難所運営に関しましては、外国人の方のために自治体国際化協会が作成いたしました英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の災害時多言語表示シートを各市有施設の避難所に配置しております。

また、高齢者への配慮といたしましては、寝起きの際に生活しやすい段ボールベッドをはじめ、エアマットなどを配備しておりますが、大規模災害時は避難所生活が長期間にわたるため、避難所の状況を適宜把握し、必要に応じて対応をまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） きめ細やかな災害対策を聞かせていただきました。

災害時、外国人支援用ピクトグラム表示も共通認識になりますので、ダウンロードして活用できるといいかと思うので、その点も御検討ください。

次に、ペット同行避難への対応として、獣医師会など関係団体と必要に応じ連携し、ペットと共に避難可能な避難所運営に向け体制を構築すべきだと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の指定避難所へペットの同行避難をする場合、避難所は様々な方が長期間共同生活をするため、原則として餌やりやし尿処理などといったペットの世話をするとき以外は飼い主とペットは別の場所で生活することとなります。

避難所生活は環境が大きく変わるため、ふだんおとなしいペットでも過剰なストレスなどにより体調不良になることが考えられます。また、ペットと暮らすことが苦手な方やアレルギーがある方もいることから、ペットに関する避難所運営は特別な配慮が必要であると考えております。そのため、本市は今後、愛知県や愛知県獣医師会など関係機関と連携し、ペット同行避難に関する訓練を実施し、課題を洗い出し、よりよい避難所運営の実現に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） 前向きな御答弁をいただきました。

ペット同行避難の記事を新聞で見たことがありますが、ペットをケージにスムーズに入れるためのトレーニングを実施したり、獣医師会による相談会を開き、餌や薬の備蓄に関する

質問会など、参加者からは、日頃からの準備が大事だと感じた、また開催してほしいと書かれてありました。

ペット同行避難の意識が高まるよう実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、女性目線での災害対策の推進といたしまして、避難所運営管理への参画や女性向け物資の充実のほか、母子や妊婦が安心して過ごせる避難所の設置など、女性の視点、母子・妊婦性被害などを取り入れた災害対策をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 避難所運営の女性参画につきましては、令和4年度から実施しております避難所運営方法をテーマにした防災ワークショップにおいて、女性の会、保育所長等、多くの女性の方に参加をしていただき、女性目線を組み入れたワークを行っております。

この防災ワークショップを通じて、女性への性被害防止や母子・妊婦等に配慮した避難所内のレイアウトを参加者の皆さんで議論及び発表をして参加者全員が共通認識を習得し、避難者で構成される避難所運営委員会のメンバーに女性を登用し、女性に配慮した対応ができる体制づくりを行っています。

また、女性向けの物資としましては、生理用品が約1万個をはじめ、乳児用紙おむつが約1,000個、乳児用粉ミルクが約4,000回分などを備蓄しております。

大規模災害発生時は国が実施するプッシュ型の物資受入れがあり、さらに本市は民間機関等との物資供給の協定を締結しておりますので、災害対策本部が避難所の状況を適宜把握して必要に応じて対応してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 避難生活においては、避難所運営委員会の中に女性を登用して、女性に配慮した対応ができる体制づくりを行うということでした。特に、女性の性被害防止対策を防ぐ対応を重視していただきたいと思います。

また、本市では民間機関との物資供給の協定を随時締結していただいております。窓口で聞かせていただいたところ、生活物資の供給に関する協定や医療救護に関する協定、資機材や段ボール製品の供給による協定など、62の協定を結ばれているとお伺いいたしました。

協定は無料と伺っております。市内にもドラッグストアとか、弥富市内にも多く建っておりますので、物資供給としてさらに協定を結んでいただくと市民の方の安心につながると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、発災時の対応力強化についてお伺いいたします。

休日や深夜など、業務時間外であっても発災後の初動対応を適時適切に実施できるよう様々な状況を想定した実践的な訓練は本市としてされているのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市は、発災直後の初動対応訓練は実施しておりませんが、毎年4月に各課に配置しております防災担当者研修を実施しております。

防災担当者は主に各課のグループリーダーが担っており、本市地域防災計画の変更事項をはじめ、出水時期の注意事項や各課業務継続計画（BCP）の確認などについて研修を実施し、その内容を各課で共有して職員の防災意識の向上に努めております。また、令和4年度より防災関係機関の参加の下、実践的なリエゾン連携訓練を行っております。

今年度は、10月30日に行われる愛知県の被災自治体支援活動訓練の中に盛り込み、本市を訓練会場にして実施してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 平時の訓練は大切かと思います。ぜひまた検討していただきたいと思います。

発災直後には消防力が不足し、家具の下敷きによる逃げ遅れや火災が命取りになります。したがって、家具固定や感震ブレイカーの設置が進むよう、本市としての推進をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 家具の固定につきまして、本市は障がい者や高齢者、母子世帯など、身体的な理由、体力的な問題等で自らが家具の固定作業をすることが困難である世帯を対象に家具転倒防止器具取付け事業を行っております。この事業は、申請者が自己負担で購入等をされた転倒防止器具の取付け費用を本市が負担する事業でございます。本事業の推進のために、市ホームページや防災出前講座、また4月に開催しております区長会や自主防災会、全体会等で周知をしております。

感震ブレイカー設置の推進につきましては、中部電力パワーグリッド株式会社と合同で実施する防災出前講座においてPR活動を実施しております。

今後は、市広報、ホームページ、また防災ワークショップや自主防災会全体会等で広く周知をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 家具固定や感震ブレイカー設置など、知らない方も多く見えると思います。安全のためにも、周知啓発をよろしくお願いいたします。

次に、住民一人一人が自身や家族の避難行動計画をあらかじめ定めるマイタイムラインを作成するなど、事前防災に取り組めるよう、防災教育や啓発活動を本市としてどのように取り組んでいるかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） すみません、マイタイムラインの作成などの前に1つ訂正をさせていただきます。

先ほど、防災関係機関の参加の下、リエゾン訓練の日程のことですけれども、10月30日と申しましたが、31日が正解でございますので、訂正させていただきます。

それでは、災害が発生した際にいつ何をするのかを整理した個人の防災計画であるマイタイムライン。一人一人が取る防災行動を時系列に整理し、あらかじめ取りまとめをしておくことで、急な判断が迫られる災害時に非常に役に立ちます。このマイタイムラインを周知することは、地域防災力の向上を図る上で大変重要であると考えます。

このため、本市はマイタイムラインの重要性を市広報、ホームページへ掲載し、また防災ワークショップや出前講座等で周知をして普及啓発に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 出前講座などで聞くだけでは分かりづらいというか、聞くだけでは本当に進まないのではないかと思います。一緒に寄り添いながらマイタイムラインを作成していく取組も大切かと思いますので、要望させていただきます。

最後に、災害対応力の強化に対する市長の見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の災害対応力の強化といたしましては、避難行動要支援者の個別避難計画の策定が大変重要であると考えております。

東日本大震災では、支援する側の人である消防団、福祉施設などの方々が支援を必要とする人を助けようとして、多数の方が命を落としたと聞いております。このため、個別避難計画の策定を進める中で、支援する側の人々の安全確保も含めて検討をしております。

福祉避難所に関しましては、本市は今年度新たに又八地内にあります特別養護老人ホームおふくろの家と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結いたしました。既存の福祉避難所であります輪中の郷、愛厚弥富の里、長寿の里・十四山と併せて日頃から顔の見える関係性を強化して情報共有を図り、災害時に備えております。

また、昨今、避難所生活で災害弱者への被害が問題視されております。大規模災害時は、長期間同じ施設内で多数の避難者が生活することになります。こういった避難所での被害は、被災者の心身をさらに傷つける大きな問題であります。

災害時、いろいろな災害があるわけですが、要支援者といってもまたこれは様々でございます。要介護者の方、また足の不自由な方とか目の不自由な方、耳の不自由な方、本当に様々でございます。多岐にわたっているんですが、そういった方々の避難行動において、また避難所の生活において情報提供に格差があっては絶対これはならないことですし、また支援の格差もあってはならないことでございます。そのようなことがないよう、本市といたし

ましては災害弱者の視点に立って、今後とも各種災害対応に取り組んでまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ありがとうございます。

これからも本市一丸となって防災対応力を強めていただきたいと要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時55分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤克之議員。

○13番（加藤克之君） 皆さん、こんにちは。

13番 加藤克之です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、1つ目、公立保育所民営化の進捗、2つ目、地域移行と学校ネットワーク整備、このテーマについて質問をさせていただきます。

幾分残暑も和らぎ、しのぎよい日が多くなりました。皆さん、夏の疲れは出ていらっしゃるいませんか。澄み切った心で1日をスタートし、好季節を迎えています。どうか穏やかに、正しく明るく過ごしていきたいと思います。

本会議場も議場にて、弥富の花弁組合よりジニア、ヒャクニチソウの寄贈をいただいております。

期待をしていますので、お言葉を申し上げます。ジニア、ヒャクニチソウは、変わらない心、そして絆、幸せ、幸福という意味がございます。また、色も、変わらない心はもちろん白でございますし、そしてまた絆と幸せは、もちろん赤でございます。そしてもう一つは、オレンジは思いやりもあるというわけでございます。そして、100日という数字のごとく、100日間長く長く咲いていただきたいという思いもある状況でございます。

さて、皆さんと共に令和6年の新年を迎え、はや今年も残り3か月と20日となってまいりました。そういう意味で、たつ年は動く年、変わる年、そういう思いの年です。新年、市長も私もこの場で申しました。そういう意味で、変わる年ほど、この年にきちっと皆様方の姿、そして認識、自信を持って職員の皆さん、行っていただきたい、取り組んでいただきたい、そういうお言葉を申し上げる次第でございます。

さて、質問に入りたいと思います。

本市では、令和2年度から5年間の子育て支援の指針により第2期弥富市子ども・子育て支援事業計画を策定し、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進しております。本市の保育は9か所の公立保育所で担っていましたが、市内私立幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行し、本市の保育の一翼を担っています。

このように、公と民が共同して柔軟で充実した保育サービスを提供する体制の方針を構築するために、令和4年1月、本市公立保育所の民営化基本方針を作成しました。この方針に基づきまして、ひので保育所は令和7年度から民営化を予定、弥生保育所は令和11年度までに民営化を予定しています。そこで、令和7年度から民営化になるひので保育所運営や形態に当たり、質問をさせていただきます。

まず初めに、保育所の民営化におけるメリットとデメリットをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） メリットにつきましては、法人個々の理念に基づいた特色のある保育内容が可能となることや、保護者の多様なニーズについて迅速で柔軟な対応が可能となり、新たな保育サービス等の導入が期待されます。

また、認定こども園化により幼児教育と保育機能を併せ持つこととなりますので、保護者の就労状況が変化して保育事由がなくなった場合でもそのまま幼稚園として継続利用できることが可能となるなど、保護者にとって市内でお子様を預ける施設の選択肢が増えることもメリットになるのではないかと考えております。

財政的には、民間への移管により公立保育所では対象とならない国・県の負担金が交付されますので、運営費に係る財源が確保しやすくなり、施設の増改築や大規模修繕についても国の補助制度が活用できることがメリットとなります。

デメリットにつきましては、移管後も継続利用される児童にとって保育士の入れ替わりに伴う環境の変化が考えられますが、本年度実施しております共同保育事業により、その影響の軽減に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 一番最初にメリット・デメリットを聞いて、そしてまた保育民営化に進めていくと。やはりこれは確認しなければならない、またその後でも対応もしていかなきゃいけないというわけで、一番最初に質問させていただきました。

続いて、民営化によりまして財政効果はどのぐらい、またどのように使うことを考えておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ひので保育所における保育料と国・県負担金

などを含めた歳入額から保育所に係る運営費等の歳出額を差引きした額、すなわちひので保育所を民営化した場合の財政的な影響額については、あくまで現時点での試算となりますが、2,800万円ほどの負担が軽減されると見込んでおります。

民営化により得られる財源については、教育に関する施策等を含め、主に子育てに関連した施策に充当してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 2,800万ほどという財源ですけど、見込みですからね、まだあれですけど、これに至るまで市民の皆様方から多くのアンケートをお聞きして、部長、また課長、職員もしっかりと一つ一つアンケートの市民の声を丁寧にお答えをしておられますね。約60件ぐらいでしたか、あったわけでございますけれども、そういう意味を含めながら、その中でやはり問題点、また気になる点。市民の方、これからやはり新しく整えて変わっていきますと、制服とかいろいろな内容とか、いろいろ変わってくるわけでございますので、その辺のところをしっかりとこの4月以降、地域の声、また保護者の声を聞きながら、よき財源の使い道を考えていただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

引き続き、移管先法人はどのように選定をなされましたか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 移管先法人の選定については、プロポーザル方式を採用いたしました。

今回は、令和4年8月に移管先法人の公募を行い、応募に関する説明会や現地見学会を開催した後に、社会福祉法人及び学校法人の4法人から応募をいただきました。その後、保護者代表や学識経験者等で組織する選定委員会において、各法人の現地調査及び書類審査による第1次審査、プレゼンテーション及びヒアリング調査による第2次審査を経て、同年12月に移管先法人を決定いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） しっかりとこの経緯を経て移管先の法人を決めていただいたというわけでございます。

皆様方、たくさんの方の応募があったかなというのがありますが、しっかりと第1次審査、第2次審査を経て今回決まったわけでございますので、しっかりとその民営化の方たちには対応していただきたいなと思います。

引き続き、保育所の引継ぎはどのように行う予定ですか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 移管先法人の決定後、事務的な引継ぎは随時行っておりますが、保育に関しては民営化前の1年間、令和6年度中は移管先の保育士5人

を派遣していただき共同保育を実施し、引継ぎを行っております。

なお、当該保育士は、民営化後も各年齢児のクラス担任となるよう配置を行い、児童への精神的な影響の軽減を図るよう取り組んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 5人を派遣して共同保育と、今現在進めているというわけでした。

こちら4月に平島の自治会の総会のときに市長も来ていただきまして、地元の方にこの5人で今行ってスタートしていますよということをお話ししていただきました。そういう意味で、地域の方は、関心のある方は、ああそうなんだということで感じた次第でもあります。

改めて今日でもお聞きしていただいて、地元保育所でございますので、今そういう安心・安全対策で、また保護者、子供さんのケア対策をされておられる、また引継ぎ、細かくやってみえるかなと思いますが、丁寧に対応していただきたい、丁寧に取り組んでいただきたい、進めていただきたいと思う次第でございます。

引き続き、質問に移ります。民営化になりますと保育内容や行事内容は変わることになりますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化後も国が定める保育指針に基づいて保育を行うことを原則として、民営化前に行っていた保育内容を最低限実施する方針であり、今のところ保育時間内に英語教室や体操教室を実施するなど、保育内容の充実を図っていただける予定でございます。

また、運動会や生活発表会をはじめ、七夕やクリスマス会など、季節ごとの行事も引き続き実施していただく予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 保育時間内に英語教室、体操教室、これが増えるのかという感じでございますが、やはり当然この2つ、体を動かすこと、そしてまた言語を学ぶこと、本当に幼少の頃から大事な教育でございますので、その中でも費用もかかるのかな、負担もかかるのかなと思いますが、その中でもいろんな話を今からまた質問させていただきます。

民営化になりますと給食費の単価は安くなるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 給食費については、食材費が高騰していることや毎日手作りのおやつを提供することから、若干ですが増額になると聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） これも今の社会状況の中での対応かなと思います。

ただ、弥富市の保育に関しましては、遠足や、そしてまた運動会等ですね、自ら栄養士さんが作っておられますので、こういうことも対応していただきたいということ。

アンケートの中でも、そのアンケートもありましたけれど、そういうふうできちっと今までどおりのことはやっていこうというような返答も丁寧にお答えしておられましたので、よろしいかなというふうに感じます。

引き続き、民営化になりますと保育料が高くなったり、また保護者への負担が増えたりするのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化され、認定こども園となった場合でも保育料は変わりません。3歳以上は引き続き無償化の対象となり、ゼロ歳児から2歳児は市の条例で定めた保育料となります。

また、保育時間内に英語教室などを組み入れる場合はその分が保護者負担となりますので、保護者と事業者及び市の3者協議会に諮り、決定していくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） そうですね。やっぱり保育時間内に英語教室を取り組む場合は、保護者、事業者、市、3者協議で諮り決定をするというわけでございます。そのように進めていただければと思う次第でございます。

引き続き、民営化になりますと入園手続や入所基準も変わるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化初年度、令和7年度の入園申込みに限り市で手続を行いますが、令和8年度以降の入園手続は移管先法人で行っていただきます。

入園基準に変更はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） この初年度はどうしても市のほう、一緒になって取り組んでいただきたい。これが共同作業、共同保育という感じもしますのでしっかりと進めていただいて、来年の令和8年にはきちっといい形で移管先に行っていただきたいというふうに思う次第でございます。

引き続きまして、ひので保育所で働いている保育士たちの皆様方はどのように対応をなされますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化する保育所の正規職員は、他の公立保

育所に配置替えをいたします。

会計年度任用職員については、引き続き移管先での勤務を希望するか、他の公立保育所での勤務を希望するか確認をした上で移管先法人とも調整を行い、本人の希望に沿った配置ができるように努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 本人の希望に沿った、これが一番だと思いますのでね、きちっと丁寧に話を聞いていただきたい、そういうふうに思います。

いつもどおりやってみえる皆様方のお仕事ですから、それをきちっと対応していただければ保育士も明るく笑顔でお勤め上げていただけるとと思いますので、進めていただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

引き続き、質問に移ります。

民営化になりますと、保育士など、また職員体制をはじめ、公立保育所と同様に障がい児を受け入れたり、障がい児の加配保育士を配置してもらえるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化後の職員体制については、保育士の配置基準を常時満たすことはもちろん、発達に遅れが見られる児童など、特別な支援を要する児童を受け入れるための加配職員の配置もお願いをしております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 本当に今、小さい頃から特別支援の児童さんが多くなってくる状況もございますので、適宜しっかりと対応していただきたい。本当に保育さんの確保も大変でございすけど、大変なことというほど大きく変わるわけですから、しっかりと自分たち、皆さんでチームワークを組んで対応していただきたいというふうに思う次第でございます。

引き続き、民営化によりまして預入時間、曜日、どのように対応をしていただけますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化後の認定こども園の開所時間については、平日は午前7時30分から午後7時までで公立保育所と変わりませんが、土曜日は午後5時までの1日保育を行っていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） いよいよ土曜日午後5時までと、1日保育ということになってまいります。この場でも、多くの議員が土曜保育という話をお願いしてまいりました。いよいよ実現、実行という段階になってまいったと思う次第でございます。どうぞ土曜日、そして

また地域の移住者、定住者、しっかりと受入れ対応を進めていただきたい、そういうふうにする次第でございます。

最後の質問になってまいります。

これまでの質問を上げながら、いよいよもう一つ令和11年度に向けても弥生保育所の民営化になってくる目標があるわけですが、その取組に向けまして市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 公立保育所の民営化に関しましては、令和4年1月に策定した弥富市公立保育所の民営化基本方針を基に、まずはひので保育所について、令和4年6月議会において保育所条例の一部改正案を議決いただき、令和7年度からの民営化に向けて取組を進めてまいりました。

民営化により本市にとっては財政的なメリットが見込まれるほか、幼児教育を望む保護者の選択肢が増えることに加え、公立保育所にはない英語教室等のサービスが拡充されるなど、児童や保護者にとってもよりよい教育・保育環境が整うことになると考えております。したがって、公と民が協働して柔軟で充実した保育サービスを提供するための体制を構築し、就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を進めるため、弥生保育所については令和10年度の民営化を目標に基本方針に基づいて適切に事業を進めてまいります。

冒頭、議員のほうから恒例の御挨拶がございました。花卉組合から御提供いただいたこのジニア、ヒャクニチソウについて、少しお話がありました。赤い花の花言葉は幸福、また幸せ、絆ということで御紹介いただいたわけですが、議員は恐らく子供たちの幸せ、幸福を願い、また市民、議会、行政の強い絆を願っての御発言だと思っております。

引き続き、よりよい行政サービス、また保育サービスの提供に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 目標を令和11年ではなく10年という勢いのある発言でもございました。どうぞ前を向いて変わる年、残り僅かとなりますが、しっかりとよきまちづくりに一つ一つ皆さんと共に邁進したいと思いますので、今後ともまた御協力をお願いしたいと思います。

引き続き、2つ目の質問に入りたいと思います。地域移行と学校ネットワーク整備に伴いまして質問させていただきます。

2022年、まずは地域移行の話からさせていただきますが、2022年12月にスポーツ庁と文化庁の両庁で、部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定されました。

地域移行は既にモデル校で試行的に取り組まれています。公立中学校の休日の部活動については、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間として地域移行に段階的に取り組み、可能な限り早期に実現することを目指すものとされておられます。また、働き方改革の視点から、教員の業務負担の軽減対策の一つとして地域移行が現実化されていくことが望ましいのでもあるわけでございます。年度も近づいています。動いていただきたい、進めていただきたい。

当市も、令和5年6月、弥富市教育委員会より休日部活動の地域移行の資料が提出されておられます。また、愛知県におかれましても、先般、新聞にも掲載されておりましたが、2024年、令和6年6月19日、県内版でございますが、少しお読みいたします。

休日、家族との時間を削って部活動に取り組む先生の姿は、いずれ見られなくなるかもしれない。教員の負担軽減のため、国の方針の下、休日部活動の指導を外部指導者に任せる地域移行が進んでいる。この日の県議会の答弁によると、県内40の市町村が移行の方針を決め、方針未定の14市町村に対しては県は移行を促す。ここまで書いておられます。

弥富市はその40地区に入っているわけでございますが、改めてこの令和5年6月、このように地域移行も出している、そして多く私もここで、委員会でもそうですし、一般質問でもお願いをしてきました。

いよいよ十四山中学校、弥富中学校統廃合に向けて、共に仲間をつくり、共に活発な学校運営、教育をしていくことが大事かと考えます。タイミング、チャンス、これを逃さぬようにしていただきたく、今回質問させていただきます。

では、入ります。本市における中学校の部活動の地域移行についての現状、具体的にはどのような取組や進捗が現状はなされておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 部活動の地域移行につきまして、先ほどお話もありましたが、スポーツ庁と文化庁は令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間としておりましたが、令和4年12月27日に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを公表し、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしました。

本市におきましては、令和9年度を目途に休日部活動の地域移行を進めるよう検討を進めております。また、今年度から部活動地域支援コーディネーターを学校教育課に配置し、地域スポーツ団体と意見調整を行っております。事業を進める中で、地域のスポーツ団体への学校施設の開放の遅れや学校側との調整の難しさ、さらには地域のスポーツ団体の活動に中学生が関わることへの十分な指導体制を整えることの難しさなど、意見をいただいております。

現在、これらの課題につきまして、部活動地域支援コーディネーターを中心に調整を進め

ております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） まず、現状の話ですね。そしてまた、部活動地域支援コーディネーターを中心というわけですが、どうか中心で進める話をさせていただきたく、次の質問に移ります。

中学校の部活動の地域移行が進まない要因、本市はどのように分析をされておられますか。具体的な事例やメカニズム等をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 部活動の地域移行の難しさの要因は、地域のスポーツ団体から教育委員会に協力を申し出られたものの、様々な課題があることで具体的な移行策を打ち出せなかったことや、保護者から部活動については学校での指導が必要との意見も多く、地域移行に対する抵抗感があることが考えられます。

このような状況を踏まえ、9月に小学校高学年、中学校1・2年生、そしてその保護者、教員を対象に部活動の地域移行に関するアンケートを実施し、施策に反映させてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） また、この9月にもアンケートというわけですが、進めてもいいんですけど、もう目の前です。ですから、今やっている、これから動く我らの弥富市の学校教育環境が変わっていくわけですから、ぜひとも前向きに進めていただきたい。

引き続き、まだまだ質問をさせていただきます。

部活動の地域移行が進まないことはどのような影響を及ぼしているのか認識をしておられますか、その解決策に向けての具体策も考えておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 部活動はガイドラインにより活動日数や時間数に制限があり、以前のように多くの時間をかけ練習を行うことができなくなっています。そのため、技能向上に不安を感じている生徒もおります。

早期に地域移行が進むことで地域の指導者との交流の場を持つことができ、地域とのつながりや社会性の育成、そしてより専門的な指導の下で競技に取り組むことができると考えています。これが地域移行の大きな魅力でございます。

引き続き、関係団体との意見調整や地域クラブへの参加を促すための情報発信に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 地域の指導者がおられる団体、スポーツ、文化、芸術、そういう方々がおられれば、やはり早期に早めのお話をさせていただいて、やはり意見交換、取組、情

報発信もしていかないといけないような状況かなと感じます。

もう9月です。本当に前向きなことをしていかないと、子供たちが、保護者の方が、またすばらしき先生たちがどのように対応してくるか考えなければならないと思います。

もう一つ質問いたします。今後、地域移行を進めるためにどのような具体策を講じていく考えがありますか。また、その支援体制や予算の確保などについての御予定は。お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 今後、地域移行を進めるには、地域の受皿となるべく関係者とのニーズの共有と理解を深めることが重要であると考えております。また、部活動の地域移行に向け、子供たちの受入れが可能となった団体による試行的活動を実施することが必要であると考えております。

支援体制としましては、関係団体との連携を強化し、部活動地域支援コーディネーターを中心に持続可能な支援を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 何度も言っていますが、やはり地域の受皿ですよね。そしてまた地域の関係者、指導者、そして学校の先生との対話力のある地域の指導者。やはりその関係が崩れますと、一気にいろんなスポーツ団体や文化芸術団体も崩れにかかるわけでございます。

確かにこれは慎重に対応しなければならないし、また推薦をもらえる方、推薦をしていただける方、そういう方がおられれば一度推薦をしていただいて、その方とも話をしていく。やはりお互いが一歩ずつ前へ進んで距離を短くしていかないと、やはりこの地域移行は難しい問題でもあります。やはり難しいことを我らのまちは乗り切るわけです。一つ一つ乗り切るわけです。それが大事な運営です。

そういう意味を含めながら、本日4つほど質問させていただきましたが、最後、教育長にもお伺いをしたいと思います。その旨、教育長の考え方、見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 部活動の地域移行については、非常に多くの方々が関心を寄せられていることは承知しております。

また、令和7年4月に弥富中学校に編入される十四山中学校の生徒と話をしていると、何が楽しみかと聞くと、やはりたくさんの部活動が弥富中学校にある、そこからいろんなものを選ぶことができるという、それを楽しみにしている、そんな声も聞いております。

長年、学校教育の一環として行ってきた部活動、それを地域に移行することが容易でないことは重々承知しております。しかし、それを先ほど議員がおっしゃった地域の方の力を借

りながら実現することで、より多様で持続可能なスポーツや文化活動等、子供たちに放課後の活動の機会が提供されることを考えております。

今後も、地域のスポーツ団体や関係者と連携し、課題に一つずつ取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 教育長はしっかりと認識をして分かっておられますが、もう一つは、教育部長さっき答えなかったんですけど、費用面だよ。費用面が非常にかかる、ウェートが。ですから、その費用面がどのように作り出す、生み出すことだと思います。

あえて言わなかったですね、聞いておりましたけど。あえて僕は言います。一番言いにくいところをね。

ですから、費用はどうしても必要ですよ。ほかの40地域はもう行っておりますから。その中でも指導員を行っていただく方が笑顔で子供と接してもらい、そしてまた手を結んでいただいて地域の子供さんたちを育成していただく。どうか、指導員と子供に応援を与えてください。そして、今日の花じゃないですけど、絆ですよ。地域、子供、学校の先生、行政、全部これですよ。言葉は力になります。そういう皆さん方も仕事をされているわけですから、そういう意味でしっかりと前へ進める団体は進めましょう、教育長。振りませんので、そういう思いをお願いします。

引き続き、学校ネットワーク整備について伺います。

GIGAスクール構想で整備された1人1台端末の構築について国の方針も決まり、最初の整備と異なる主な点を申し上げます。

1つ目は、国の予算で都道府県に基金を造成し、そこから補助金を交付する方式に変わりました。2つ目は、端末1台当たりの補助金が1万円アップし、5万5,000円になったわけでございます。3つ目、都道府県単位の共通仕様に基づく共同調達を原則としたことであります。

国は、2023年11月の閣議決定において、おおむねの更新が終了する2026年度中に地方公共団体における効率的な施行活用状況について検証するとしています。ただ、支援が継続する保証はないことから、この2年の間にも本市もタブレット端末や学校内の通信環境の整備を考えていかなければならないので質問をするわけでございます。

その中で、学習指導要綱が、カリキュラムの方針も教育目標も学習的内容も示して、その時々には教育は進んでおります。今は何かというと、主体的、対話的、深い学び、アクティブラーニング。この小学校5年生、6年生は英語が正式な教科になりました。また、英語活動は小学校3年生、4年生からも進めておられます。プログラミング教育の必要性、必修化にもなっておられます。やはり学校教育というのがその時々に対応をしていくわけでござい

すが、質問に入りたいと思います。

本市の小・中学校でどのようにタブレット端末を使用していますか。また、授業で活用されているアプリはどのようなものがありますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市の小・中学校でのタブレットの活用ですが、これにつきましてはそれぞれの学年に応じた使い方をしておるものでございます。

例えば、観察授業の際にはタブレットを使い、観察などのときに写真撮影などに使ってみたり、体育の授業で動画を撮り、自分の技などを見直したりしております。また、プログラミングソフトを利用してゲームを作成するなど、理論的思考力を育成する授業を行っております。また、子供たちにアンケートを行う際にタブレットを活用しております。

活用しているアプリはマイクロソフト365。これはエクセル、ワード、パワーポイント、チームスなどが入ったものでございます。授業支援ソフトとしてスカイメニュー、プログラミングソフトとしてスクラッチやビスケット、ドリル教材として小学校ではジャストスマイルドリル、中学校ではニューコースを導入しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 当市においてはマイクロソフト365というわけでございますが、また当市において使っていく上で通信環境、また全ての場所で整備はなされておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 普通教室や特別教室のほかに、体育館でも使用できるようネット環境を整備しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 体育館でも使用できるというわけでございます。

ほかの自治体では、体育館で利用できる場所、できない場所という自治体もあるわけですが、弥富市は体育館でも使用できるというわけでございますので、その辺はよろしいかなというふうに感じます。

引き続き、通信速度について不具合等はございますか、その対応は。お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 調べ学習などの際に、クラス一斉にネットワークにつなぎ、動画情報などにアクセスするときは、2台から3台ほどがつながりにくくなることがございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） この内容は、ちゃんとつなげていく内容を分かっておられるのでその答弁が出たと思いますので、対応していただけたらと思う次第でございます。

現在導入している端末、またその選定理由をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 導入しているタブレット端末は、Windowsの端末でございます。

選定理由は、タブレット端末を導入する際、契約更新前のタブレットがWindowsだったこと、そのほかにタブレットのバッテリーの駆動時間や消費電力などから選定をいたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 選定理由はちゃんときちっと対応していますので、よろしいかと。

引き続いて、契約内容はどのようになっておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市のタブレット端末の契約内容は、令和2年度に国の事業であったGIGAスクール構想に基づき導入したタブレット端末3,187台は、国庫補助を活用し購入しております。

また、令和4年度に567台のリース契約更新を行っており、購入した端末とリース契約の端末がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 当市においては、令和2年度国の事業でタブレット購入3,187台、また令和4年には567台のリースというわけでございます。その導入に当たって、学校や、また教員の皆様からの使用の仕方、状況をどのようにお聞きしておられますか。現場の声を伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市では、各学校のICT担当の教員とともにICT教育推進委員会を立ち上げ、活用状況等について情報交換を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） ICT担当者、教員の皆さんで立ち上げてきちっと対応している、それは素晴らしい話だと思う次第でございます。環境整備、よろしいと思います。

引き続き、質問に移ります。他の自治体、海部津島地区教員異動圏内の導入のなされている端末と授業で活用しているアプリ、これについて伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 端末につきましては、Windowsを搭載したWindowsタブレットを使用しているのが本市、津島市及び蟹江町です。iOSを搭載しているiPadを使用しているのが、あま市及び愛西市でございます。クロームOSを搭載したクロームブックを使用しているのが大治町及び飛島村でございます。

ソフトウェアにつきましては、マイクロソフト365を本市、津島市、蟹江町が使用し、グ

ーグルワークスペースをあま市、愛西市、大治町、飛島村が使用しております。

授業支援ソフトにつきましては、スカイメニューを本市と津島市及び蟹江町が、ロイロノートをあま市、愛西市及び大治町が使っております。スクールタクトを飛島村が導入しております。

ドリル教材としては、本市は学研のニューコースを中学校で利用し、ジャストシステムのジャストスマイルドリルを小学校で利用しておりますが、あま市、愛西市、津島市及び飛島村はeライブラリーを使用しており、蟹江町はドリルパークを利用しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） ソフトウェア、きちっと細かく他の自治体ともどのようなものを使ってみえるか、使用しているか、よく分かった次第でございます。その中で、最終的にそれぞれの自治体がともに共有をしていくことが大事だというふうに思う次第でございます。

そういう意味で、この各地区地区の教員の皆様方、特に海部津島管内の教員の皆様が、自分たちが働きやすい、負担の軽減になる、そしてまた毎年毎年、3月、4月を迎えるたびに勤めやすい環境を整えていく。一つ一つ大事だと思いますが、当市にとって、自治体によりますけど、タブレットが異なることについて職員はどのような声が出ておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 他市町村の学校から転任し、Windowsタブレットを初めて使用する教員からは、初めは戸惑うが、一長一短があるので慣れれば大丈夫であるとの言葉を聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 非常によろしい言葉だなというふうに感じる次第でございます。

やはり職員同士も多分お話もしているのかなというふうで、よき周りが、仲間が、いい方だなとふうなお言葉と感じました。

ただ、その中でも異動してきた教員の皆さんは、年度の初めに使い方の講習、こういうことも当市として対応をなされていますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各学校にマニュアルを配付しており、まずはそれを活用していただいております。

そのほかでは、学校内における教員間での指導をお願いしております。また、必要に応じサポートスタッフによる講習を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） より当市においてサポートスタッフの講習、このように対応もして

いただいているというわけでございます。それに対しても諸経費は出ているかと思いますが、きちっと働きやすい環境、弥富市の教員体制を整えているというのが分かる次第でございます。やはり戸惑う部分もあれば、そしてまたどうしたらいいかが分からない、そしてどなたにお話をすればいいのか。やはり新任教師や、また赴任してきた教員の皆様も、それぞれ心と、また体のケアが必要かなというふうに思う次第でございます。

他の自治体ではこのような対応をされているどうかまでは、それぞれの自治体によって違うわけですが、弥富市にとってはこのようにサポートスタッフの方がケアの対応をしていただけ、そしてしっかりと自分の教員としての仕事を子供と校長を中心に対応していただける、やはりそういう職員環境も大事だなというふうに感じた次第でございます。どうぞサポートスタッフ、続けて対応していただきたいと思います。

最後ですね。教職員の異動を考えると、タブレット端末や主要アプリの統一を図ることが一番いいかなと思います。そういう意味で、7市町村の自治体担当者、教員が連携を取っていただきまして協議する必要のことも考えたいと思いますが、このことについて教育長としての考え方を伺いたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 海部地区で共通の端末を導入することは、教員が他の市町村に異動した際に戸惑いが少なく、授業への取り入れがスムーズにできるようになると思います。それは教職員の負担軽減にもつながりますし、それでできたゆとりが授業の教材研究の時間に充てたり、児童・生徒の理解に使われたりということで、非常に効果的ではあるというふうに考えております。

現在使用しているタブレット端末やソフトウェア等は各市町村で違いがございますので、今回の更新時期を迎えるに当たって、現在様々な会議の場でおきまして議題として取り上げて協議しているところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 弥富市においては、やはり購入した3,187台、またリースの台数もあるわけでございますが、その辺も含めながら、やはり自分たちのまちの認識を持ち、そしてまた各6市町村の教育長、並びに会議の題材として上げていただいて、本当に海部津島管内で教員をしてよかったなど。そしてまた、精神的や、そしてまた体力や体や頭や心や、そういうものが無事に営まれて自分の職務に当たれることが大事じゃなかろうかなと思います。

ほんの少しのきっかけが、人間というのは心や頭や胸が痛みます。それを周りが支えてあげることによって、大きく手を広げ、しっかりと守っていただける方が増えてまいります。そういう意味で、教員の皆様方のいろいろな状況の現場は聞いておられますが、ぜひともしっかりと自分の職務、教員の立場、子供さん、笑顔、喜んで自分の仕事に当たっていた

だけの職場環境を整えて、再度よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

まとまれば非常にありがたい話かなというふうにも感じますので、どうか現場の声、巧みに聞いていただきまして対応していただきたいと思います。

本日、この質問を以上で取り納めさせていただきますが、今日、今朝ほど「ドデスカ！」という番組で弥富市が、まちなか交流館が放映されまして、非常にすばらしき課長、すばらしき職員がアナウンサーに対して金魚すくいの対応をしていただきましたが、そうしたらきちっとアナウンサーの方が教えていただいたことを守り、そしたら金魚すくいが4つほど増えて、3匹が7匹に増えてですね、非常に職員がきちっとやっぱり対応しているな、ありがたいなと。優しく笑顔で、弥富市がいいまちだなというふうにテレビを見て感じました。ありがとうございました。どうぞ今後も続けていただきたいと思いますという次第でございます。

これをもちまして、私の一般質問、事を納めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鈴木りつか議員。

○3番（鈴木りつか君） 3番 鈴木りつかでございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

私が質問させていただく項目は2点。1点目はE S P業務委託事業について、そして2点目は防災対策についてでございます。

まず1点目、先日、稲沢市の議会報告会を見学させていただいた際に、令和6年度の新規事業としてエネルギーサービスプロバイダー、略してE S P業務委託事業を行うとのことで、稲沢市では事業費528万円の予算を要するものの、約7,600万円の電気料金を削減する見込みがあること、また安定的な電力供給を受けられるとのことでした。

エネルギーコストが上がってきている昨今、エネルギーコストの削減、電気料金削減は行政としても必要ではないでしょうか。

まず1つ目の質問ですが、E S P業務委託事業について本市は把握していますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

公共施設の電気契約において、業者が自治体の代理として複数の新電力会社と交渉を行い、電気料金の削減効果が最も高い新電力会社と自治体が契約するために仲介する仕組みで、併せて再生エネルギーの導入支援や環境配慮型プランの提案もサポートすることから、自治体にとっては公共施設の電気料金の削減だけでなく、脱炭素化の推進を期待できるものと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 本市でも稲沢市の取組を把握されており、電気料金も削減できる、また環境への配慮が期待できるとのことで、非常に有効であると感じますので、本市でもぜひ取り入れていただきたいと思うところではありますが、今後取り入れる予定はございますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在、本市のほとんどの公共施設においては、中部電力ミライズ株式会社と契約を締結している状況でございます。現状としましては、まずは今後移行できる契約があるか、移行した場合にはどのようなメリット・デメリットがあるのかななどを勘案しながら検討しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 追加で質問させていただきたいんですが、電力削減、電気料金の削減、環境への配慮が期待できるとメリットばかりのように感じるんですが、現在、メリット・デメリットを勘案されているということなんですが、デメリットとしてはどのようなことが考えられますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 御答弁申し上げます。

デメリットといたしまして、まず考えられるのは、根本的に業者さんが見つかるかどうかという点がまず懸念をされます。もう一つとしまして、今、先ほど部長も答弁しましたように、中部電力さんと契約しているものを契約を破棄することによって、割引の制度などがどのようになっていくかといったところが懸念されると考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 現在の電力会社との契約があるということで、すぐに移行は難しいかもしれませんが、近隣、稲沢市などいち早く取り入れた市町村の結果など注視していただきまして、しっかりと検討していただいて、ぜひとも有効な事業は積極的に取り入れていただきたいと思います。

では、次の質問です。

本市としては、E S P事業は今後前向きに検討いただくということですが、現在、ほかに電力削減のために取り組んでいることはございますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 電気料金の削減や発熱量低減に伴う冷房負荷の減少を図るため、今年度公共施設のL E D化を行っており、順次蛍光管などからL E Dに更新することとしております。

また、本庁舎におきまして、省エネや節電の実績に応じて電気料金を割引く中部電力ミライズの夏季・冬季節電プログラムに参加をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 蛍光管のL E D化、また現在の電力会社の割引プログラムで電力削減に取り組んでいるということが分かりました。

今後も市民の皆様のために、よりよい効果のあるものを取り入れていただくように、E S P事業を取り入れるよう今後具体的に試算をしていただくなど、検討してみただければと思います。こちらの取組については、今後も注目させていただきたいと思います。

それでは、続きまして2点目、防災対策についての質問に移らせていただきます。

8月29日の中日新聞にて、あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム会議が行われた際の記事が掲載されておりました。都道府県別の男女格差を示すジェンダーギャップ指数では、行政分野では愛知県は20位で、愛知県は防災会議の女性委員が少なく、女性の登用を進めてほしいとの声がありました。本市の状況についても伺っていきたいと思います。

まず、1つ目の質問です。

防災部署には女性は何名いらっしゃるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 防災課には、会計年度任用職員の女性職員が1人所属しております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） では続きまして、災害対策本部に女性は配属されていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 災害対策本部には、女性を配置しております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 防災部署、また災害対策本部にも女性が配属されていることが分かりました。

では、次の質問です。

災害対策に女性の意見が取り入れられる体制はできていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 各種災害対策を進める上で、女性の意見を適宜取り入れる体制はできております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 適宜取り入れる体制ができているとのことでしたが、前回6月の定例会での一般質問では、防災備蓄の生理用品について質問させていただいた際には、生理用品のサイズが普通サイズのみで備蓄ということで、やはり生理用品など備蓄の際に女性の声が聞かれていないのではないかなと感じました。備蓄は何年も前から行っていたと思っていますので、その当時からそういった女性の声を取り入れる体制は徐々に整ってきているのではないかとと思いますが、今後も引き続きデリケートな女性の問題について、また多角的に女性の意見を聞いていただくようお願いをいたします。

次の質問です。

災害時、避難所の運営に女性を配置する必要があると考えますが、現状はどうなっていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 各避難所に非常配備する職員には、女性職員も配置する計画になっております。大規模災害時は、災害の状況に大きく左右されるため、各避難所へ女性職員を配置できない場合もあります。

一般的に、大規模災害が発生すると、市民の皆様と同様に市職員も被災し、参集率の低下により非常配備体制が整うまでに時間がかかることが予想されます。また、災害対策本部が立ち上がった後も、市職員はまず市内の被害状況の確認や安否確認作業等に追われるため、長期間生活をする避難所の運営については、避難者自らが中心となって運営をしていただくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 災害時に誰が被災をするか、また避難所で実際に避難するかどうかにも状況によって変わってくるため、必ずしも決まった方を指定して運営をすることが難しいことが分かりました。

避難者自らが中心となって避難所運営を行う必要があるとのことでしたので、避難者の中でも男女の別なく運営に女性が携われるように、日頃から避難訓練等で工夫をしていただきたいと思います。

続いての質問ですが、災害時の避難所での性被害の対策については、先ほど小久保議員からも質問がございましたので、私からの質問は割愛させていただきますが、女性としても女

児を持つ親御さんとしても、性被害の対策の強化については強く要望したいと思います。

阪神大震災や東日本大震災、また今年初めに起こった能登の地震でも、大きな災害のたびに避難所での問題として、女性の性被害の問題は毎回言われる深刻な問題だと思っておりますが、まだ今年新しい能登の地震があってもこの問題が取り上げられるというのは、まだまだ対策が追いついていないということだと思います。市民の皆様にも、避難所運営についてどのように配置すれば安心か具体的にイメージしていただけるように、女性の安全を守るため引き続き防災訓練、ワークショップなどで啓発をしていただくよう、私からも要望させていただきたいと思います。

次の質問です。

個人宅での備えを促すために、助成など行うことも防災対策の啓発になると思いますが、本市では個人での防災対策についてどのような助成を行っているのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 個人に対する防災対策の助成につきましては、先ほど小久保議員の一般質問で御答弁申し上げましたが、家具転倒防止器具設置事業がございます。本事業は、障がい者や高齢者、母子世帯など身体的な理由、体力的な問題等で、自らが家具の固定作業をすることが困難である世帯を対象に、器具の取付け作業をサポートすることを目的とした事業であります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 家具転倒防止器具設置事業についてですが、現在の利用状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 直近5年間の利用状況ですが、1件でございます。今年度は、現時点でゼロ件です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 家具転倒防止器具設置事業について利用が少ないように感じますが、こちらの周知のために対策は取られていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本事業の推進のため、市ホームページの掲載をはじめ、毎年4月の区長会や自主防災会全体会、また出前講座等で周知のほうをさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） ホームページへの掲載、防災会などでの出前講座で周知をされているとのことですが、過去5年で1件とのこと、これほど利用者が少ないのであれば、この

取付け作業のサポートに対する助成だけではなく、対象を広げて転倒防止器具の購入費用に對しての助成をすることはできないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、身体的な理由、体力的な問題等で自らが家具の固定作業をすることができない世帯が、一番困っている器具の取付け作業を市としてサポートすることが大切だと考えております。このため、今後も転倒防止器具の購入費用に関する助成は考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 阪神・淡路大震災や東日本大震災でも、当時発生した火災の過半数が電気が原因によるものでした。それを受けて、名古屋市では感震ブレーカーの設置費用の一部助成を行っているようですが、本市でも取り入れてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、感震ブレーカーに関する助成は考えておりません。しかしながら、地震時の出火防止対策には大変有効であると考えております。先ほど小久保議員の一般質問で御答弁申し上げましたが、感震ブレーカー設置の推進につきましては、中部電力パワーグリッド株式会社と合同で実施する防災出前講座においてPR活動を実施しております。今後も市広報、ホームページ、また防災ワークショップや自主防災会全体会等で広く周知してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 本市では、現状から追加して助成は行わないとのことですが、8月に南海トラフ地震臨時情報が出まして、市民の皆様の防災についての意識も今まで以上に高まっていると思いますので、家具固定ですとか出火防止対策など個人の防災対策について、いま一度市民の皆様自身の対策を見直していただくように、引き続き啓発を行っていただきたいと思います。

8月にも大きな地震が起きましたが、巨大地震への対策が改めて注目されており、女性の目線での防災対策に取り組むことも急務であると考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 鈴木りつか議員からは、防災対策について御質問をいただいたところ です。

各種防災対策を進める上で、女性や各種要配慮者への対応は大変重要であると考えております。このため、本市は令和5年度に防災会議委員に3人の女性を加え、現在は4人で、全

体の23.5%でございます。この防災会議の意見や要望等を集約し、防災対策に反映をしております。

また、避難所運営に関しましては、先ほど担当部長が申し上げましたが、令和4年度より避難所運営方法をテーマにした防災ワークショップを行っております。このワークショップにおいて、参加者の皆様が女性の視点をはじめ、障がいのある方や高齢者などといった要配慮者への対応など、参加者がワークの中で議論及び発表して、参加者全員が共通認識を習得できるように進めているところでございます。

この防災ワークショップは、各地区の自主防災会をはじめ、女性の会や小・中学校、保育所等の関係者に御参加をいただき、今年度も10月から11月にかけて行ってまいります。鈴木議員も女性の会の会員であると承知をしているところでございますが、ぜひこの防災ワークショップに御参加いただきまして、女性目線での意見や要望を伝えていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

今後も各防災事業に女性の参画を進めながら、防災対策の向上を図ってまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 2010年に国で策定された第3次男女共同参画基本計画では、指導的地位の女性が占める割合が少なくとも30%となるようにとされていましたが、現在、防災会議委員の女性の割合が23.5%とのことで、あと一息ではあるものの、女性の声を取り入れようとされているという市の前向きな取組を感じました。防災訓練やワークショップなど、女性が参加しやすい場所や時間を考慮していただくなど、今後も女性の構成員を増やし、防災対策において男女共同を進めていただくように要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時18分 休憩

午後1時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

前回の6月議会に続きまして再質問という形で、農家の方から不満がいっぱい出ておりますので質問をさせていただきます。

安定した農業基盤と地域社会を築くための農地の賃貸借等をめぐる課題について。

6月市議会において、農地の賃貸借をめぐる課題、疑問点を何点かにわたって質問をしましたが、市側の答弁にはうなずけない点が多々あることを農家の皆さんから指摘を受けました。改めて、この会期においても農地の賃貸借問題を中心に質問をいたします。我が国の法制度をきちっと踏まえた答弁をお願いしておきます。

まず、市のホームページ掲載の賃借料です。

最低も最高も、そして平均も全て同じ、これは市主催の賃借料検討会議で決定された賃借料を参考価格として掲載したものだと6月議会で答弁をしてみえますが、農地法52条では農業委員会は賃借料などの情報を提供するのみであり、平成21年の農地法改正以降は標準小作料を農業委員会が決定し公表することはなくなったのであるから、他の自治体と同様にしっかりと収集した情報としてデータを示し、それを参考に貸手と借手が協議、合意するという仕組みにするのが基本であります。これまでの市の賃借料情報の提供の仕組みや手順、内容を抜本的に改めるべきであると思います。

1番目の質問から参ります。

賃借料検討会議の会議資料の事前配付について。

6月議会では、会議資料を事前に配付することを検討すると答弁。相当の期間において資料を事前配付しておかないと各地区農家の意思を確認できないが、事前の相当の期間とは市はどのように想定していますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 令和6年6月議会の一般質問で答弁しました、弥富市農地賃貸借料金検討会議の構成員に対する会議資料の事前配付につきましては、検討会議開催の3週間前までには資料が配付できればと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 大分進歩をしたと思います。相当早く頂かないと検討もできないものですから、最低限でもそのぐらいの期間はいただきたいと思います。

2番目、農地賃貸借料会議の構成員について。

会議の構成員は、農業に精通する知識や現場を熟知する方々で構成されているとの答弁でございました。昨年11月9日の会議では、圃場条件のよく似た他の地区の賃借料の実態や土地改良区の賦課金の状況などに関して、生産組合長から実態を尋ねる質問があったと聞きますが、それに対する確かな回答や資料提供もなかったとも聞いております。この会議の状況では、本当に農業や現場に精通する人たちが構成員として参加していることは疑問であります。見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 弥富市農地賃貸借料金検討会議の構成員については、農業に精通

する方々によって構成されており、賃貸借料金を検討する適任者であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） この点につきましては、まだちょっと疑問が残るわけですけど、次の質問に参ります。

3番目、市の農地賃貸料情報は農地法に適合しているのか。

昨年11月に、賃借料の情報を市の農業委員会が提供と答弁。1月から12月までの中間管理機構関連の賃借料を決定するために開催し、11月開催は問題ないと答弁されております。決定された金額を賃借料の参考価格としてホームページに掲載しているなどと説明。農地法では、中間管理機構に関する賃借料のみを情報提供すればよいなどということにはなっておりません。しっかりと調査した情報を提供し、それを基に貸手と借手が協議、合意することを期待している。

他の自治体の農業委員会、木曽岬町の賃借料情報では、農地法改正後、平成21年ですね、これに伴い従来の標準小作料制度が廃止されました。新たに、農業委員会は過去1年間に実際に締結された賃貸契約の賃貸借料に関するデータにより賃借料を提供することになりました。農地の賃借料は、決定する際の参考資料として提供するものです。なお、この賃借料情報は今まで制定されていた標準小作料とは違い拘束力はなく、賃借料の参考として提供するものです。賃借料は、対象農地の状況等に合わせ、柔軟に当事者同士で設定してくださいと、こんなふうに木曽岬町の農業委員会のほうは発表しているわけです。そして、最低、最高、平均の額を表示しています。これが農地法をきちっと守る自治体の行政ではありませんか。弥富は法に反するようなことをしているのではありませんか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市が提供する賃借料情報は、農業現場の意見や地区ごとの耕作条件、現場の実情を踏まえ、弥富市農地賃貸借料金検討会議に諮り、定めた料金を最新の参考価格の提供として掲載しております。また、追記として、農業委員会が提供する賃借料情報についてはあくまでも目安ですので、対象となる農地の条件などにより、当事者間の話し合いを通じて適正な金額を決めてくださいとする記載もしておりますので、農地法に触れるものとは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） お答えは何ともちょっと不安が残りますけど、次に参ります。

賃借料に関する情報の収集について。

弥富市内の実態として、1反10アール当たり1俵（令和5年度では1万2,000円程度）の賃借料が堂々に行われている。6月議会の答弁では、これは参考にしていませんとの答弁でしたが、農業委員会はそうした情報をきちんと出すべきである。農地法52条の趣旨か

らして全くおかしい答弁であると思いますが、今後反省をして、情報収集の提供ややり方を抜本的に見直す考えはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市としては、引き続き弥富市農地賃貸借料金検討会議に諮り、定められた料金を最新の参考価格の情報として提供する考えであります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） 続いて5 番目、農地法3 条による賃借料の把握について。

6 月議会の答弁で、建設部長は農地法第3 条による農地賃貸借の設定は個人間取引だから市は把握していないと答弁をされております。農地法第3 条による賃貸借は、農業委員会の許可を得ることは法的に明らかでございます。市に出す許可申請書の欄に、賃料の額も明記することになっています。当然、市役所は賃借料を把握しているはずであります。なぜ6 月議会では市は把握していないなどと虚偽とも取れるような答弁をしたのか。こうした答弁は、市長を交えた幹部の事前の打合せで検討しているはずですが、誰もおかしいとは思いませんでしたか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 弥富市農業委員会の農地法第3 条の許可申請の中には、賃貸借料の記載がないものがありますので、これからはしっかりと確認してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） ちょっと今のお答えですけど、賃借料というのは、これ明記しなきゃならんことになっていますけれど、そんなものを受け取ったんですか。再度ちょっとそれだけお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 以前は受け取っておりました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） それって、そもそも不備として返すべき書類だと思うんですけど、それを受け取ったんですか、もう一回お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） これからは、しっかりと確認してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） ということは、間違っただけのものを受け取ってしまった、こういうことを認められたということで解釈をさせていただきます。

6 番目、市内の賃借料の実態の把握について。

6 月議会では、1 反1 俵の賃借料の公告がオペレーター ホームページで出ていることを

把握していないと答弁をされました。その後、農地賃貸借の実態を把握する作業はしましたか。そして、そのオペレーター以外も実態として1反1俵の賃借料が事例としてあることを伝え聞いておりますが、市内の賃借料の把握作業は行ったのか、行ったらすればその結果はどのようなでしたか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農業経営基盤強化促進法による相対での申出書の記載されたものについては確認しておりますが、中には賃貸借料の記載がないものがありますので、これからはしっかりと確認してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 随分、今回このお話が出たことによって進歩したと思って、その分は評価をさせていただきます。

7番目、農地賃貸借料が1反1俵であった場合の農家が失った賃借料の額について。

中間管理機構を通じた農地の賃借料は、令和5年の場合、鍋田9,300円、十四山7,000円、市江・弥富7,000円となっております。仮に、1反1俵の賃借料になっていた場合、1俵の額は鍋田のコシヒカリで1万2,200円、その差はマイナス2,900円。十四山のあいちのかおり1万2,100円ではマイナス5,100円、市江・弥富のあいちのかおりでは1万2,100円に対して差額は5,100円。それぞれ機構に預けている田の面積、鍋田122.7町歩、十四山280.2町歩、市江・弥富67.2町歩を掛けると、1年当たりおよそマイナス2,127万円。債権の時効を10年としまして、10年間で2億1,000万円以上のマイナスを貸手側が被ったことになるが、このような事態に関し、賃貸借料検討会議を主催する市はどのように受け止めているのか、責任を感じないのか、所見をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 仮定の質問につきましては、お答えを差し控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 多分お答えできんと思いましたが、8番目行きます。

検討会議の規約について。

弥富市の農地賃貸借料検討会議の規約は、今年になって令和6年7月1日に策定され、施行されたようですが、これまでこの会議の規約はあったのかなかったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） ございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ということは、これは私の前回の一般質問に対して、その関係で急遽

つくられたということに解釈してもよろしいですか。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） お答えします。

そういうわけではございません。開催規約がなかったときの賃貸借料金を定めていただく構成員は同じであったんですが、規約を定めることで厳格化されるものであると考えまして施行しております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） たまたま偶然が重なったのか何か知りませんが、新たにできたということはこれも一つの進歩かなと思います。

それでは9番目、規約における構成員について。

検討会議の規約第2条では、構成員として農業委員会が2名、農協の理事が4名、農地所有者の代表になると思われる4地区（弥富、市江、十四山、鍋田）の生産組合長代表4名、いわゆるオペレーター受託部会から5名、関係事務局として市役所、農協職員、中間管理機構である愛知県農業振興基金の職員などという構成になっているが、農地所有者の代表である生産組合長の数がオペに比べて少なく、アンバランスは否定できないが、どうしてこういった構成になるのか、理由の説明をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農地の区分けとする地域が4地区であることや、あいち海部農業協同組合が定める各地区の生産組合の代表は各1名となっているため、このような構成となります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） そうなってきますと、オペレーターの数のその5名というのは、どこら辺から出てきた数字ですか。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 開催規約がなかった以前から、各地区のオペレーター正・副というふうな形で来ていただいておりますので、それぞれ地区お二方を選んだ、そういうふうな形になっております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 何ともちよっと歯切れの悪い答弁だと思いましたけど、またこれ次の機会に質問をさせていただきます。

10番目、検討会議の規約と農地法の関係について。

検討会議の規約では、第3条にて、議長には弥富市農業委員会の会長が務める、第5条では、弥富市は検討会議にて定められた賃貸借料の結果を弥富市農業委員会の下で公表すると

ある。これでは、賃貸借料の決定には農業委員会が綿密に関わっていると解釈されても仕方がない。そもそも農地法では、平成21年の改正以降、農業委員会で賃貸借料を決定することを予定していないことは明らかであります。この規約は法的に大いに疑問がありますが、見解を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農地法第52条では、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するための農業委員会による情報の提供について規定しております。そのため、農地の賃貸借料を農業者の方々へ参考に提供する上で、農地賃貸借料金検討会議を開催し、賃貸借料金を定めております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 11番目、農地賃貸借料契約の成立について。

中間管理機構関連も含め農地の賃貸借契約では、賃貸借料の合意が大きな要素であります。したがって、契約が成立するには、農地所有者の代表と思われる生産組合長に賃貸借料の決定に関して代理権が農家から与えられているとか、会議の事後に個々に農地所有者から何らかの承諾行為がなければ法的に賃貸借料は決まらず、契約の成立に伴うというのが常識的な判断だが、そうした法的な手続は適正に行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 弥富市農地賃貸借料金検討会議では、生産組合代表、農協組合理事、農地受託者代表、農業委員会代表が構成員となり、その会議での合意が決定事項ということになりますので、適正であるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それでは、12番に行きます。

賃貸借料と公租公課について。

弥富市では、農家の負担する固定資産税や土地改良区賦課金が賃借料を大幅に上回る事態となっております。6月議会答弁では、現場に精通する農業受託者、いわゆるオペと農協の意見を踏まえ、地区ごとの耕作条件に見合う費用を考慮して検討しており、公租公課を考慮したものではないなどと言い切っておりました。農家の負担がどうなろうか知ったことではないと言わんばかりの答弁ではありませんでしたか。どのような賃借料でも、貸手と借手の事情を双方が的確に踏まえ、客観的に常識的な額の目安をつけて合意するのが社会的な常識だと思いますが、農地中間管理機構に関する農地賃貸借料の検討会議を主催する市当局は、農家負担の公租公課などは賃借料の検討に当たって配慮はしない、今後も見直す考えはないのか、仮に見直さないとするならば農家の怒りは高まると思いますが、どうお考えになりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農地の公租公課は、農地所有者が負担していただくものであると考えておりますので、賃貸借料の検討に当たっては配慮しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○８番（加藤明由君） 当然、物には原価がありますから、原価というのは当然検討すべき中身に入ると思うんですが、それを検討しない。これを、それこそ農家の方々にもう一回検討をしていただきます。

13番目、賃貸借料の事前検討について。

市は、賃貸借料検討会議での料金決定に関して、検討会議の場で検討や協議を行うので事前の検討や協議をしていないなどと6月議会で答弁をされております。実際は、事前相談を農協やオペとやっているのではないか。昨年11月に行われた検討会議の席上配付資料では、令和5年における農地賃貸借料金（案）として鍋田地区9,300円、十四山地区7,000円、市江・弥富地区7,000円。

1番目の資料すみません、出してください。

これが6月議会でも見ていただいた、最低も最高も平均も全て一緒という奇妙な資料でございます。事前の検討や協議もなしに、どうして令和5年の賃借料を事務局が提案できるのか。市長や副市長など幹部には一切事前の相談もせずに会議に臨んでいるという意味なのか。それにしても、農協やオペとは事前の検討や協議をしているのか、改めて確認をいたします。

一方、貸手の生産組合長サイドとは事前の協議などはしていないというのは、どう考えても公平であるべき行政としてはおかしいのではないかと、市長も含めて見解を問います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 資料案を作成するに当たりましては、生産現場に精通するあいち海部農業協同組合から料金案の情報を受けているのみであり、事前に検討や協議は行っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長、いいですか、答弁は。

加藤議員、続けてください。

○８番（加藤明由君） 市長の答弁はないということですね。

14番目、事前協議による賃貸借料案の提示と独占禁止法違反について。

昨年11月の会議に出席した生産組合代表には、賃借料に関して事前の協議などは一切なく、会議の当日初めて資料が配付されたと聞きます。事前に借手のオペなどと賃借料の協議をしておいて、貸手には会議の席上初めて資料を出すなど、言わば農業機械をそろえて、立場の強い側の借手が立場の弱い農地所有者の貸手側に自分たちの望む賃借料を押しつけている構図と言われても仕方がなく、独占禁止法の禁止行為であるカルテルではないかと疑われるわ

けです。法を遵守すべき自治体としては極めて遺憾と考えますが、見解はいかがでございますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） あくまで、弥富市農地賃貸借料金検討会議に諮り、決定された料金を最新の参考価格の情報として掲載しているだけであり、適正であるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それでは、15番目行きます。

賃貸借料金の決定方法に関する法解釈の誤りについて。

賃貸借料金の決定方法に関して、6月議会の答弁では、農地中間管理機構の賃借料の決定以外には農地法第3条による方法があり、これによって貸手、借手の当事者間の話合いの下に適当な額を決めていただく方法もあるなどと説明し、貸手、借手の協議で賃借料を決めたければ中間管理機構以外でやりなさいとでもいうような答弁がありました。そもそも中間管理機構経由の賃貸借権設定の契約でも、中間管理機構と農地所有者、受託者、いわゆるオペレーターが協議して決定する旨が示されております。また、中間管理機構の事務のうち多くは、弥富市、本社筋に当たる県の機構から業務受託している、言わば支店の立場にあると理解されますが、賃料検討もその一環であります。

そこで、中間管理機構として業務を行っている愛知県農業振興基金が定めている農地中間管理事業規定を見ると、第5. 賃料の水準及び支払いの方法と題する規定があり、次のように定められています。

機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借り賃の動向等を勘案し、当該地域における基盤整備状況が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、所有者及び貸付先と協議の上決定することを原則とするとなっております。これを踏まえれば、農地法であれ中間管理機構法であれ、我が国の契約に関する法体系では当事者間の合意が必要であることは全くの常識であります。

6月議会の答弁のように、当事者間の話合いで決めなければ、農地法第3条の許可申請でやれというのは、我が国の法解釈を無視することになり、行政としてあるまじきことと考えるが、どうでございますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農地法に基づき定められた方法であるため、適正であるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） これもまたちょっと、なかなか納得がいきませんので、また農家の方

の御意見を聞きまして、またさらに検討させていただきます。

16番目、農地賃借料を検討する際に提供すべき資料とデータ等について。

農地賃借料の検討、協議する際には、農地法の趣旨に沿って公平で客観的な資料やデータを提供すべきは当然。貸手側の公租公課や借手側の経営状況や、近隣や他地域の類似の圃場条件の賃借料など、関係者が納得できるような資料やデータを示して検討、協議すべきと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市の現場に精通する農業受託者及び本市に関係するあいち海部農業協同組合の意見を踏まえ、地区ごとの耕作条件に見合う費用を考慮し、農地賃貸借料金検討会議に諮り、参考価格として提供してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 今のお答えから見ると、最低も最高も平均も同じというのはあり得ない、これを間違っておったと認められたというふうに解釈できますが、次に参ります。

土地改良区の賦課金に関する情報提供について。

農家にとっては、得られる農地の賃借料とは裏腹に、土地改良区の賦課金や固定資産税の公租公課があり、多少賃借料が安くても公租公課がそれを下回れば僅かでも手元に残り、農地も維持しやすいのだが、公租公課が賃借料を上回っては踏んだり蹴ったりであります。近隣の自治体の土地改良区の賦課金を見ると、弥富市内の農家の負担と異なり、格段に低い額になっている実態があることが、そのことは承知してみえるのでしょうか。仮にそうした実態を確かめもせず賃借料を検討しているのであれば、とても真つ当な行政とは言えず、市内の農家も不満がさらに高まると思いますが、どう思われますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市の農地に関連する土地改良区の数、5つの土地改良区が関連しており、賦課金につきましても農地の場所や地目によって関係土地改良区が異なります。また、賦課金の額は、農地所有者を構成員とする各土地改良区の総会で決められていますので、本市から提供するものではなく、農家の方々は承知されているものだと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それでは、土地改良区の合併促進についてお伺いします。

市長は、6月議会で土地改良区の合併に関しては財産が異なるから困難であるとか、各理事長の意向にかかっているかのような答弁をされております。そもそも、合併をすれば市内の農地所有者である農家の負担の軽減につながり、ひいては大規模経営農家にとっても兼業農家にとっても望ましいことでもあります。公租公課のほう賃借料よりも高ければ、農地の維持に余分な費用がかかり、所有するだけで負担になるから、たとえ安くても早く手放した

いということになって、結局は無秩序な土地利用や環境のよくない弥富のまちになってしまうことを促しているのです。

最近でも優良農地が埋め立てられ、周りを鉄板で囲い、中で何をやっているのか訳の分からないヤードと称されるような農地開発が新たに何か所かで行われているのが実態であります。

住みやすい地域づくりに大きな責任がある弥富市長としては、こうした事態を少しでも避けるべく、消極的に各土地改良区の理事長の意向を待っているのではなく、土地改良区の合併の促進を積極的に強力に働きかけることには大義名分があると思いますが、改めて市長の見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和6年6月議会の一般質問で答弁いたしましたように、土地改良区は組合員が構成する独立した組織であり、成り立ちや経緯、財産はそれぞれであり、各土地改良区の施設についても安易に削減するものではないと考えております。

土地改良区といいますのは、先ほど賦課金の話が出ておりましたが、経常賦課金または特別賦課金と2つの賦課金がございます。それぞれ組合員から徴収をしているところでございます。経常賦課金と申しますのは、土地改良区の会議費、総代会費や役員会費、また各種負担金、そして職員の給与が主なものでございます。そして、特別賦課金は、事業をやった地区から受益者割で取る賦課金でございます。これは事業で恩恵を受けた組合員から地元負担相当分を徴収するものでございます。

この経常賦課金の、先ほど申し上げました内訳のほとんどが職員の給与となるわけでございます。土地改良区を合併しましてもその職員たちの雇用はやっぱり守っていかなければならないということがあります。ほとんど経常賦課金の中を占める職員の給与が削減できれば、これは合併しても大きなメリットがあると思うんですが、その職員たちの雇用をしっかりと守っていく分において、合併してもただ総代さんの人数が減ったりとか、役員的人数が減ったり、また理事長が幾つか合併すれば1人になるものですからその分の経費が浮く、その程度のことで、なかなか土地改良区が合併するというのは難しいと考えております。各土地改良区の意見や考え方を尊重し、合併の機運理事長同士の話し合いで合併していこうということになれば、本市としてもそれを応援してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 今のお話を聞いておりますと、十四山と弥富の合併、農協のこの合併、これどういうふうに比較して、これだって職員の数を合理化した、これから合理化していくんだろうと思うんですけど、今のお話を聞いていますと、まるっきりやる気がないことは分かりました。

次に参ります。

裁判の結末と適正な条例適用をということで、水路敷の裁判のことでお尋ねをいたします。
安藤市長の公共財産を預かる市長としての姿勢について質問をさせていただきます。

平成18年、公共用水路に隣接する土地の地主に不法に擁壁を建てられ、幅65センチ、長さ60メートル、約40平方メートルの水路敷地を占拠されてしまいました。地主は、建築確認申請では正規の水路幅である5メートルということを認めた書類を出しておきながら、後に勝手に65センチ大型擁壁ではみ出しました。理由は、南側の駐車場が狭いからだと思います。水路敷に65センチ分をはみ出し、市民の財産である公共用物であるところの水路を勝手に占拠するという暴挙に出ました。刑法の不動産侵奪罪に該当する事態であります。

平成18年10月に、擁壁の工事中に市の職員によって発見され、11月1日以降は市から文書による注意を繰り返していましたが、不法占拠を市から注意されているにもかかわらず、その後堂々と二階建ての賃貸住宅2棟20室を建築しました。ここが一番問題でございます。

その後も、理解全く不能なことが行われました。不法占拠を指摘された翌年の平成19年には、弥富市長、服部市長時代に、市有地を不法占拠をしている当人である地主の求めに応じ、南側の道路39.1平方メートルの公共用財産である土地を、不法占拠者に駐車場用地として払い下げているという前代未聞の不法占拠の追認か黙認と言われてもおかしくないことが発覚しました。要するに、北側ではみ出しておるような人に、南側で同じ市が土地を売却した、こんなおかしいことが私の調査で分かった。一般市民が聞いたら怒りが込み上げるような行政でございます。

本来、地方自治体は公共財産を適切に法にのっとって管理する義務があります。こういう誰が見てもおかしいようなことを、川瀬町長時代、服部市長時代、市の職員は黙認をしてきたと言われてもおかしくない。この経緯を知った市民は誰でも疑問と怒りを訴えております。

安藤市長の時代になってから、私が市議員になる前に、1通の匿名の通報によりこの事件が発覚をいたしました。今にしてみれば、これは公益通報であった。今、兵庫県の知事の話で公益通報という言葉が出てきますけど、これは公益通報であったと私は評価をしております。

令和元年8月に住民監査請求を起し、多くのマスコミが報道をいたしました。市の監査委員は、擁壁の撤去と過去の使用料の支払いを勧告しました。その際、安藤市長は何と黙認するどころか追認するような異常な行動を取っております。起きてしまったことは仕方がないと思ったのでしょうか。それとも地主が実力者だったから怖かったのでしょうか。30年間は建物に価値があるから、たとえ不法占拠でもそのまま使ってください。30年を経過するまで賃料を払ってくればよしと、過去のことはお金を払ってくれば黙認しますよというような、一般の市民では普通ではあり得ない対応をしておることが事実であります。これでは、

残り20年間賃料を払ってくればそのままいいと、何とも市民からいえばその地主の都合のよい文書を出しております。それも顧問弁護士に相談したなどと言いつてしております。

最高裁の判決が出た現時点で、改めて弥富市の顧問弁護士に相談したら、その弁護士はどのような判断をするのか興味がございます。

市長をはじめ市の幹部職員も一体となって、一地主の不動産経営という利益のために意図的に黙認、追認していると言われても仕方がない。そういうゆがんだ不公平な隠蔽、欺瞞の弥富市政が連綿として続いてきた。こうした行政の在り方が決して適切だったとは言えません。過去の町長、市長、その分も、そして問題に関する自らの対応に関し、行政の長として市民に対して謝罪をするべきではありませんか。

なお、付言するならば、この問題が発覚した住民監査請求では、これについてはまともな裁定が出ました。勧告の文書の要旨では、直ちに撤去せよ、賃貸住宅でありますから入居者が見えますので、一定の期間を置いて速やかに撤去させる勧告が出ました。しかし、住民監査請求の結果が出ると、すぐにこの地主は買い取りますとおっしゃったそうです。その後、時効だと言ってみたり、いやこの土地は自分の土地だと言ってみたり、二転三転訳の分からない訴訟を繰り返しました。

5年前にこの問題を議会で取り上げたときに、訴訟係争中なので答弁できない、市は逃げ腰の答弁をしていましたが、今回、最高裁判所でこの不法占拠が確定をしました。この判決の中身は、悪意の受益者と断定されております。最高裁判所の決定が出されました、判決は確定しました、係争中などと言いつてはできません。過去の町長、市長、そして自らも早期に的確な行政対応を怠ってきたことの結果として、現在でも不法占拠状態が続いております。

7月12日に判決が出たと思いますが、明日で2か月を経過いたします。しかも、この間は年間7万5,215円という地代を払えば、不動産経営として地主は年間に1,000万円近い家賃収入が入ると思われれます。今後も続けて10年と仮定するならば、トータルで1億円の家賃収入が懐に入ります。そういう個人の利益のために公共財産が侵害されている。こんなことが見過ごされていることは、市民に対して全く申し訳立たないことであります。

この問題に関しては、過去の町長、市長の行政を引き継いだ市長としての立場はあるものの、過去の行政の対応の誤りを毅然として正し、早期に的確な処理をすべきであった結果責任と説明責任を果たすとともに、行政の長として法を軽んじるような行政を行ってきたことに関して、市民に対する謝罪があつてしかるべきと考えます。後ほど市長の答弁をお伺いします。

それでは、経過に沿って質問をいたします。

この件については、法律的な問題が非常に多くあり、入っておりますから、法学部法律学科を卒業された市長がお答えになれば一番的確だと思いますので、市長の答弁を求めます。

1 番目、水路敷侵奪事件の裁判結果はどのようなになったか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 債務不存在確認等本訴、工作物収去土地明渡し反訴請求控訴事件につきましては、先月 8 月 19 日の全員協議会で御報告させていただきましたとおり、令和 6 年 7 月 12 日付で最高裁判所から上告受理の申立てについて、本件を上告審として受理しないとの決定があり、この決定により本市の主張がおおむね認められた一審判決の内容が確定いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） ちょっと時間があまりありませんので、その後どういうふうな対応をされましたか、今日までに。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 確定しました判決内容に従い適正に対処しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） その適正とはどういう内容ですか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 現在、判決内容に従えるように鋭意準備といえますか、処理をしているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） それでは、ちょっとそのことに関しては、後に市長に直接御質問させていただきます。

時間がございませんので 1 つ飛ばします。

この件について、監査請求から裁判の中で公共用物管理条例と行政財産目的外使用料条例の 2 つの名前が出てきます。この 2 つの条例は、どのように使い分けてみえるのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 2 つの条例の適用関係につきましては、公共用物の種類や使用目的等に応じて使い分けをしております。

例えば、弥富市公共用物管理条例第 2 条各号に列記された公共用物であれば、同条例及び同条例施行規則に基づき、使用目的、管理に支障を及ぼさないか、必要やむを得ない場合かなどを含め許可・不許可の判断をしております。

一方、同条例に該当しない行政財産につきましては、弥富市行政財産目的外使用料条例を適用しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ちょっと時間がございませんので、この行政財産目的外使用料条例を裁判の中で持ち出しておみえになります。この条例ができたのが平成21年になっております。事件が起きたのは平成18年でございます。遡ってこの条例を適用することはできるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 今回の事案では、条例を適用しても使用目的が許可要件に該当せず、許可は出せない事案でありましたので、本市としましては同条例に基づく過料ではなく、裁判で本市が主張しましたとおり、民法第703条及び704条の規定による不当利得とその利息を請求させていただいたところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） いや、ちょっとお尋ねの内容をしっかりと把握してみえないんですが、現実に行政財産目的外使用料条例を裁判の中で、この判決文を見ても随分出てきておるんですよ。18年に起こったことを、21年にできたこの条例を証拠として乙14号証として裁判所に出しておるんですよ。こんなものをそもそも出していいんですか、法に沿っていませんよね。法学部出身の市長、教えてください。市長、答えられるでしょう、そのぐらいのことは。法学部なんだから。18年に起こったことを21年につくった条例を、こんなものを裁判所に出していいんですか、これ。

○議長（堀岡敏喜君） 行政側、答弁の御用意はありますか。

早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） お答えします。

裁判におきまして不当利得を積算するに当たり、その手段として関係条例や内規を参酌し、算出方法を決めただけでありまして、平成21年4月1日より前にその条例を適用したわけではありません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ですからね、もう一つ条例があるじゃないですか、この公共用物管理条例、これなら昭和の時代から出ていますからね、これを出せば何も問題がないものでね。幾らそうじゃないと言われても、ここの数字から出しておるんですよ、5%というのは。判決文を全部読んだら、この5%というのは出どころがこの条例なんですよ、21年にできた条例を、多分これ気がつかずに出したんでしょう、気がついておったんですか。いやこれだけこういう理由だからいいやと、そういうふうに使われたんですか、それじゃあ。分かっておってやったんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 先ほども答弁いたしました。公共用物管理条例を適用しても使

用目的が許可要件に該当しませんでしたので、許可を出せない事案であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） いや、そんなことは分かっていますよ。だから、再三聞いておるのは、18年に起こったようなものを21年にできた条例を使っていいのか悪いのか、これを知っておって、21年にできた条例だけどもあいいやということで出したのか、気がつかなかったのかね。これ弁護士も気がつかなかったかなと思うんですよ、市の弁護士自体も。こんなものを出していいか悪いか。そんな弁護士なら辞めさせなさいよ。答えてくださいよ。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 先ほどから答弁しておりますが、条例を使用したわけではなく、参酌したものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 間違いなく判決文を読みますと、この条例の5%を適用しています、間違いなく。よく読んだんですか、内容を。これいつまでやっておっても多分切りがないですからやめます。後ほどまた別に委員会でもやらせていただきます。

次に、この過料を取らないというのが私よく分からんのですが、貸し借りできないから云々という話なんですよ、これ。この過料というのは行政罰であって、現実によそでもこういう過料ってもう適用してみえます。春日井市では、数%の下水をごまかして1,800万の請求をされました。こいつに対して、3倍の過料を請求して5,600万請求した。大津市では、リゾートホテルが、これも下水道の不正使用で何と1億3,100万円で、3倍の過料で3億9,500万円、トータルで5億2,000万円ぐらいの過料を、これちゃんと請求するわけなんですよ。

今の部長の答弁からしますと、不正やったほうがもうまるっきり、不正やったほうが安く上がるんですよ。下手に何か手続をして、それでばれると過料が入る。そうじゃなくて、最初から全部不正やったら過料を取らない。まあいいですよ、このままいくんだったら、私も裁判やります。こんなばかなことが通るか。これざっと私流に計算しましたら、175万ぐらい払われたそうなんですけど、実質的に1,400万円を超えるんですよ、支払わなきゃいかん値段が、これをやらない。これ時間ありませんから、市長、しっかりあと4分残っていますから答弁してください。さっきの18年に起こったことを21年にできた条例を使っていいのか悪いのか。法学部ですから、法律学科出ているんですから、このぐらいのこと答えられるでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の件につきましては、先ほどから部長が答弁しておりますとおり、令和6年7月12日付で最高裁判所の決定をもちまして、私ども本市の主張がおおむね認めら

れた結果となりました。今後は確定しました判決の内容に従い対処してまいりますとともに、市民の皆様の負託と信頼に応えるべく、引き続き適切な行政運営に努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 市長は判決文、当然全部読んでみえると思うんですけど、判決文を読みますとね、市が求めたのは、裁判所に、建物も擁壁も全部壊してくださいと、こういうふうに求めた。ところが、裁判所のほうは建物の解体は認めなかった、ですね。建物を解体せずにも擁壁を撤去できると言ったのは地主側なんです。私は無理だと思うんだけど、地主がそれができると言ったんだから、別に居住者おるまま、過ごしたまんま、家賃をお稼ぎになって、そのまま擁壁を壊していただければいいじゃないですか。そうしたら、別に明日からでもできるんですよ。それを2か月たっても一向にやらない。何かあるんですか、これ裏取引が。こんなのおかしいですよ。裁判所が認めたんですから、建物は壊さなくてもいいですよ、擁壁だけ壊せばいいですよと裁判所認めたんですよ。建物を壊さなくてもいいと言ったのは地主側なんです。

だから、地主側がおっしゃるとおりにやっていただければいいじゃないですか。やってみてくださいよとおっしゃればいいですよ、何も。明日からでもできますよ。住民に出ていただかなくても、そのままいざけるんですからね。

現に愛知県庁、ちゃんと業務やったまま下に免震装置を入れたんですよ。全く仕事したまんまやったんですよ。東京都の駅、皇居側の駅はやっぱり文化財だから残したいということで、あそこも駅の機能を生かしたまま全部免震装置を入れたんですよ。できますよ。

ただし、恐らく壊したほうが私は安いと思うんだけど、それでも地主がおっしゃったんだから、そのおっしゃったとおりにやっていただければいいですよ。それこそ、言葉悪いですけどやらしてもらおうじゃないかと言えればいいんですよ。それを何で遠慮しているんですか、こんなことを。いつまでも、いつまでも。何か裏取引があるんですか。もう最後に部長、答えてくださいよ。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 先ほど議員も言われてお見えでしたが、賃貸マンションでございまして、現在お住みの方も存在しております。そういったことも踏まえまして、法律やその他規則などにのっとりまして、現在手続を進めているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） いや、だからね、部長も判決文を見ていないですね、ちゃんと。裁判所は建物を壊さなくてもいいと言っておるんですよ。それを言い出したのは地主側なんです。だから、別に居住者住んだままね、そのまま壊せばいいじゃないですか、それができる

と言ったのは地主側なんですから、なぜやらせないんですか、それ。市が押しつけたわけではなくて、地主が言ったんですよ、壊さんでもできると、やってもらえばいいじゃないですか、そのように。全くこれおかしいですよ。何か裏取引があるんですか、市長、最後に。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ありません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

挙手してから答えてください。

○8番（加藤明由君） これはね、内容が分かっている市民は非常に怒っております。こんなことが許されていていいのか、全く最初からおかしい。そういうふうにはけんかしている相手に土地を売ってみたり、全てが最初からおかしいんですよ、これは。もうなれ合い、強い者には弱い。もうちょっと毅然と立ち向かえばいいんですよ。時間が来ましたから終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

私の一般質問なんですが、これは全てまちを、ニュースレター配りながら、歩いたりしながら、お会いした市民の皆さんの素朴な疑問、あるいは不満を集めて、一般質問の形で市側にお届けさせていただいております。一緒に考えていってほしいということで、この一般質問の場を、私に対する回答というより、やはり市としてそういう市民の疑問に真摯に向き合って回答していると、市民に対する回答ということでお願いしたいと思います。

今回のいろんな意見を聞いていったときに、大きく2つタイトルを出させてもらいました。人口減少社会で負け組にならない、30年先に後悔しないための政策の変更を求めるとというのが1つ目です。これの典型的な例が昨日からの一般質問で出ております。それから、昨日の冒頭の市長の所信表明で出てきた小学校をどこに新設するかということです。

市長の表明というのは、市役所の中で練りに練って出されたと思うんですけども、何かやっぱりもう既に反応があるんですけども、昨日聞いたよという声があるんですが、やっぱりこれまでやっていたことに固執して一切変えないと。だけど、小学校というのは百年の計、少なくとも何十年という期間で、そういう長いライフサイクルを持って考えていくもの

じゃないのという声が市民から出ています。特に地域の人たちが学校を新しく造るということに対して期待感を持っていらっしゃるんですね。

なので、どちらに造るかという前に、高い安いという話が先行していて、速い安いということじゃなくて、本当にこのまちづくりの根幹となるのが学校ですから、期待感を持たせてほしいということです。長い間丁寧にやってきた。そもそも4つの学校が事実上廃校になって合併するということが大きな問題だとも思います。子供たちにとっても大きいし、地域にとっても大きい問題。だから、そのために大変丁寧に、特に保護者の方、それから保育園に通っている方、まだ生まれていない方まで含めてやられたことについては、おっしゃるとおり丁寧にやられたと思います。

だけど、その後、大体十四山西部小学校区のエリアがいいだろうとなってから、いよいよ住民の意見を聞き始めたときに、長老の知恵というんですかね、要するに、伊勢湾台風を実体験した人たちが見たときに、おいおいおい、ちょっと西部小学校はないだろうという声が出てきたわけです。

惜しむらくは、今年の夏に既にその声があったわけですね。そのときに議会に報告していただいたり、大きく立ち止まって考えてほしかった。もう終わったことを言ってもしょうがないです。確かに基本設計やなんかもう既に始まっています。今年度に入ってからですね。僕はそれで別に無駄にすることはないと思います。今までいろんな人の意見を聞いてきてやってきた。

もう一回言いますけれども、30年先に後悔しないための選択というのは、既にあるものを捨てることじゃなくて、それを生かしながら設計をすればいいし、いざというときに造ることになると、やっぱり素人が考えても子供がいる学校で細かい調整をしながらやるのがいいのか、建物がありますけど、解体して、いわゆる更地状態にしてやったほうがいいのかということについて言えば、業者サイドから言っても当然更地というか、広い敷地のほうがやりやすいので、私が恐れているのは入札不調というのがありますので、やはりそこを考えてほしい。

ただ、こうなってしまったので、今日の質問の後半に関わってくる話でもあるんですけれども、いまだに教育委員会の今のライン、教育長、部長、課長のラインに対して、市役所で一緒に考えてほしいんですよ。今回、答弁こっち側に聞きますけど、みんなの問題ですから、やっぱり弥富市全体で期待感を持っていただけるような市役所をつくっていくんだって、これはすばらしい、美しい、楽しい事業ですから、それをやってほしい。そうなったときに、やっぱり行政のベテランであり要である副市長が、そういった組織の手当てをするとか、協力関係をつくるということで頑張ってもらいたい。ちょっと頑張りが足りないんじゃないのという声も聞こえてきています。

ということで、一緒に対話していきたいと思いますが、別に皆さんを責めるつもりじゃなくて、そういうふうに僕も言われていますし、それを市民にこういう場で、今日クローバーもいっぱい見ていらっしゃる。市役所は一生懸命やっているんだ、副市長一生懸命やっているんだという姿勢を示してほしいと、昨日までのを聞いていると、何か後ろ向きじゃないのという声があるので、それを挽回していただきたいなと思って、この対話の場をつくりたいと思います。

それでは、書画カメラ1をお願いします。

弥富市は、財政力が高いという人もいます。どっちかといえば高いと思います、もちろん。ただ問題は、この細かい数字ははしりますが、要は令和3年度、4年度、5年度で、実はこの件については昨日平野議員がしっかりと質問していただきましたので、個別については言いません。全体としては悪化していつている。でも、この悪化するというのは高齢化によって義務的な経費が増えてきます。なので、ほっておけば悪化するので、何か悪化したとは僕は言いません。だから普通にやっていると悪化するので、それについて副市長以下やったりみんな、この数字の悪化を止めるということをして市役所一丸となって頑張してほしいなと思います。

書画カメラ2をお願いします。

簡潔にやるためにスローガンを4つにまとめました。

どうしても役所というのは、分かっちゃいるけどやめられないというのはあります。なかなか変えるのが難しいことを分かっている上で、1として過去をきちんと総括する。どうしてもよいこと・美化したものに惑わされずというのは、いろいろといいことを広報とか一般質問でも回答していらっしゃいますけれども、でもやっぱり先を見たときには、今美しくても先で困ることがいっぱいあるもんですから、先に手を打ってほしいと思います。そういう意味では、3. 過去を水に流しちゃいけないですし、4. 見えと根拠のない楽観論でなくやってほしいと思います。

次が、まちづくりの基本である、次の書画カメラ3をお願いします。

これは皆さんよく見ていらっしゃると思いますけれども、いわゆる人口ピラミッドです。これは全国の数字ではあるんですが、2000年、2020年、2040年、2060年と、どんどんどんどん年少人口が減っています。

特にこの赤く囲ってあるところなんですけど、20歳から40歳ぐらいのいわゆる子育て世代、出産適齢期で、これが結局年を追うごとに減っていくので、その出生率というんですかね、1人の女性が産む数というのが変わらなければ、どうしても下がるんです。

次の書画カメラ4をお願いします。

ちょっと小さい図で申し訳ないんですが、要はいわゆる夫婦の完結出生児数というんです

けれども、夫婦で子供は大体2人なんです。ちょっと今2人を割っていますけれども、これは大体変わらない。だから、じゃあなぜ出生率が変わらないかといったら、書画カメラ5をお願いします。

要は婚姻率が下がっているんで、もう今これ半分以下ですよ。婚姻率が下がっているんで、1つの夫婦が2人なんですけれども、どうしてもずるずると下がっていくということです。

書画カメラ6をお願いします。

弥富市人口ビジョンで、この人口ビジョンなんですけれども、この表のうち弥富市が言っている数字ということなんですけれども、これは合計特殊出生率が2030年、今から6年後には1.79、それから2040年は2.07という数字でつくったのが赤い線なんです。

この表の下の方に青くずうと下がっていきます。これは合計特殊出生率が変わらなかった場合は、こういうふうに下がっていくよというふうに言っているわけです。

書画カメラ7をお願いします。

これは国社人研がつくった合計特殊出生率が変わらない場合の2050年に人口はどうか、全体の人口はそんなに減らないんです。減っていても。だから、見てほしいのは下の青とその次のオレンジ色、要は64歳以下のいわゆる働く人口です。その人口についてはかなり減っている。3割減です。

実際、この表ですね。ということで、こういうことについて、僕はまちづくりの基本である人口想定について目標値、目標値を持つのは悪いことじゃないです。目標値と現実的な推計値と使い分ける必要があると思うんですが、市の答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

本市の人口推移につきましては、転入数が転出数を上回る社会増ではあるものの、出生数の減少、死亡数の増加に伴う自然減に伴い、人口減少の局面に入っております。

また、本市の合計特殊出生率は、令和3年度に1.39、令和4年度に1.38、令和5年度には1.37と微減の状況となっております。

将来人口推計につきましては、本市が令和3年3月に策定いたしました第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略や、令和6年3月に策定いたしました弥富市デジタル田園都市構想総合戦略に基づく様々な施策に取り組むことに加え、合計特殊出生率や社会動態の傾向等を踏まえたものとしております。

様々なシミュレーションを行うことで、異なる推計が可能となる中、本市では基本的に現在の弥富市人口ビジョンに掲げる人口の将来展望による数値を用いておりますが、施策に応じて現状値等を踏まえた推計値を用いることもございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） 目標値だと思うんです。この弥富市の人口推計というのは。

ちょっと軽く再質問をお願いしたいんですが、先ほどの答弁でも、施策に応じて現状値等を踏まえた推計値というか実質であると思いますので、財政を預かる財政課長も簡単に答えてもらえばいいんですが、やはり預かる側としては、いろんな数字を見ながら、やっぱり安全側の数字を見てきますよね。軽く答弁いただければ、再質問のつもりなんですが、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 議員のおっしゃる安全側の数字というのがちょっといまいち、すみません、ちょっとぴんとこないんですけれども、私どもなりに立てた推計の下にやっています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） 結構です。

どれが安全値ということが決まっているわけでもないし、私が押しつけるつもりもありませんので、やはりこれは組織ですので、組織の中で、アクセルをふかす、どっちかという企画政策課の立場と、その財政を預かる立場で、先ほどの部長の答弁にもあったように、施策に応じていろんな数字を多面的に分析していきませんかという提案でございます。

次に、今後の土地区画整理事業のことについて、これも市民の方から指摘されているので質問させていただきます。

書画カメラ８をお願いします。

実際そのまちを歩いていてニューズレターを配っているんですけれども、分譲住宅とか売り物件が目立っているんですね、看板が。僕はその不動産関係の人にいっぱい看板あるもんで、いいねと言ったら、いえいえ違うんだと。昔は売れちゃったから看板があつという間になくなったから、看板が目立たなかったから、昔のほうが土地の取引があつたと。看板がいつまでも立っているというのは、要は売りたい値で売れなくなっているから看板が目立つんだよというふうに指摘されたので、このことをあれします。

だから言うまでもなく、1990年、いわゆるバブルと言われていますが、そのときの赤い数字に対して、2040年では明らかに住宅を取得する世代が減っていています。その不動産関係者に言わせると、気持ちでいいので先高感があるからやっぱり早め買っていこうというのがあるんだけど、どうしても先安感が出ちゃうと、いや、慌てて買う必要ないよねということで実際に買わなくなってしまうということです。

書画カメラ９をお願いします。

それで困って、いろいろと国の資料をあさっていくと、確かに平成18年、これはだから西

暦でいうと2005年でしょうか、国土交通省不動産・建設経済局土地政策課の公式な資料です。この平成18年6月に住生活基本法というのが制定されて、大都市法が改正され、住宅・住宅地の需給関係の変化等を背景として、ちょっと言葉が難しいので、要は、それまでは宅地が足りないから、どういうふうに計画的に供給していきましようかと言っていたやつが、いや、さすがに国ももうこれで需給関係、局面が変わったなということで供給目標をなくしたということです。つまり、結果的に言えば、抑制という言葉はありませんけれども、抑制に入ったということです。

次の書画カメラ10をお願いします。

土地区画整理事業というのが平島でもされて、もうこれはちょうどラストチャンス、一番いい時期にできたと思います。土地区画整理事業の仕組みというのは、右側の表を見ていただくと、ちょっと字が小さいですが、施行前と施行後、宅地面積が、例えばある人が100平米持っていましたと、施行前に。減歩とって、25%は差し出して75%に減るけれども、2段目、宅地価格が例えばそれまで平米100円だったものが140円になるよと。掛け算すると、総価格としては1万円が1万500円になるよと。これが区画整理事業が成立するお約束なんですね。25%の土地を売って、それで工事費を捻出する。

左側の表に行っていただくと、それを立体的に見ると、これも緑色が施行前です。土地の値段は安めです。面積は100あって、土地の値段は同じく100か、それに対して面積は75で減るんだけど、価値が1.4倍になるのでいいんですよということなんです。

問題は、これが宅地の値段が上がるかどうかというのが問題なんです。今までは大体予定よりは上がっていたんです。問題は、それと工事費の問題です。

書画カメラ11をお願いします。

最近話題の工事費が上がっているよという話がありますよね。これもきちんと資料を調べました。

いわゆる公共工事の設計積算は役所では常識ですが、建設物価調査会という外郭団体が全国のコンクリートとか鉄とか全て、そうですよね、部長。全ての値段を調査して、全国調査をして、地域ごとに値段を定めています。

だから、よく上がった上がったというのは、1つは入札価格も上がっていますけれども、その積算根拠がそれと連動して上がっています。細かい数字を見なくてもいいですけども、全国、東京、大阪、名古屋、2021年、この上がり始めが2021年の1月です。右側が2023年の10月です。

ざっくり言うと、100ちょっとから135ぐらいまで上がっていますので、よく3割アップ、3割アップというのはこの全国の公共工事の値決めをして、これ値決めをしているわけじゃないですよ。調査結果を公表しているから結果的に決めているに近いんですが、あくまで

物価調査会は全国の資材単価、工事単価を調査して、それを公表して、それを基に各国・県・市が設計積算しますから、これが上がれば自動的に1.35倍になるということです。

書画カメラ12をお願いします。

私が心配しているのはこの4つです。今言った工事単価の上昇があると、この先の上昇がどうなるか、これについては私にも分かりません。もう一つは、今回の車新田でも後でも出てきますが、どうしても1メートルとか2メートルとか盛土が要るんです。やっぱりよそから土を持ってこないと区画整理できないんです。この土の調達価格が残土山みたいな不良な土なら知りませんが、良質な土というのは逆に今は山を切ることが制限されていますから、どんどん上がっている。

それから、昨日の③の金利負担、これは昨日も1%金利負担があるだけで、二、三割返済が増えると言っていました金利負担です。

問題は4番目、保留地が希望価格で売れるかどうか。組合設立した時点で保留地をどれだけに、保留地というのは要するに工事費を出すために土地を売らなきゃいけないので、その工事費を出すための土地を何平米というのかな、何平米を幾らで売れるという想定で始まるんですけども、それが予定どおりにまず売れるか売れないかというのがあります。単価のこともありますけれども。

⑤番で、ちょっと恐ろしいのは、2030年、2040年に南海トラフと言っていますので、恐らく今からやる区画整理事業はそれに引っかかる可能性があるんじゃないかと。

書画カメラ13をお願いします。

細かい説明はあれしますが、要は地球温暖化で台風が大型化しています。これは皆さん身に染みていると思いますので。スーパー伊勢湾台風です。

14をお願いします。

これも言うまでもないですけども、要するに時限爆弾と一緒に、海溝型の南海トラフ地震は時間が来れば自動的に来るということです。

仮にですけど、その前に保留地の買手が見つかって、完全に引渡しをして、代金がもうこっちに入っていれば、そういうのが来たとしても多分大丈夫だと思うんですが、本当に大丈夫なんでしょうか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 大規模災害等の自然災害により損害が発生した場合の対応につきましては、保留地の買手と土地区画整理組合との契約内容によるものだと考えておりますが、組合により組合設立時に定められる土地区画整理組合定款や事業進捗に応じて定められる保留地処分規定をはじめとする各種規程等が定められた後に契約内容が定められることとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 各種規約、それから契約内容はこれから決めていくんだと。ただ、そのときに、例えば大災害が起きても、間違いなくこの値段でこれだけ買いますよなんてことがもう既に定まっているわけではないと。それはもう交渉次第というか、多分できないと思うんですけど。それについては再質問するまでもなく、それは今の時点では確約できませんよね。

じゃあ、次行きます。

書画カメラ15をお願いします。

よく似た例がないかなと思って探していたら、茶屋イオンというのは皆さん御存じだと思いますが、茶屋イオンの周りが今すごくよくなっています。これももともと優良農地だったんです。優良農地だった茶屋新田土地区画整理事業ですね。これも盛土をしています。

これが、設立が平成20年、施工面積が147.5ヘクタール、事業期間が平成19年から令和8年度、間もなく終わろうとしています。1.1メートルの盛土をしたそうです。総事業費が約350億円で、83万平方メートルの宅地を供給しました。全体面積は148なんですけれども、そのうちの83ということで、宅地になっています。

ということは、83万平方メートルの宅地をやるために幾ら使ったかということ、1平方メートル当たり4万2,000円ということになるんですね。ただし、これは弥富よりも事業規模が大きい、大きいのは当然有利ですよ。

もう一つは、これさっきの1.35倍の上昇する前なんですね、ほとんどが。だから、その同じことを今からやると1.35倍、少なくとも既に1平方メートル当たり5万7,000円なんです。しかもここは条件がよ過ぎるんですよ。設立早々に組合とイオンの間で5万平方メートルを坪35万円でイオンが買い取る協定書を結んでいるんです。

それから、名古屋市は八事斎場といって火葬場ですね、これがパンク状態だったので、ここに第二火葬場を建設したいということで、これも坪30万円で弥富市が購入しています。しかも橋がなかったんです。庄内川にこの斎場へ行くために南陽大橋というすごくカッコいい橋を架けています。全ての点について、名古屋市が渾身の力を込めてやった区画整理事業です。

この金額が5万円とあって、うちの弥富の公示地価が7万円とか言いますから、ちょっともう本当にぎりぎりだと思います。

問題は、こういうリスクの中で、今後、土地区画整理事業による宅地供給がここでも茶屋でもされています。あちこちでまだ区画整理事業が計画されているし、今回これで弥富地区で車新田が供給されると、供給過剰の宅地でさらに競合して値下がりの原因になりませんか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 車新田地区の土地区画整理事業は、土地所有者による土地区画整理組合がその業務を代行する民間事業者と契約することにより事業を実施する業務の代行方式により行われる予定でございます。

この業務代行方式は、民間事業者の技術力やリサーチ力等のノウハウを生かし、土地の造成や保留地の販売等を行うもので、現在、業務代行業者の前身である事業化検討パートナーとの意見交換を行いながら事業を進めております。

事業化検討パートナーとの意見交換においても、保留地の取得や商業地への企業の進出について、需要は十分ある地区であると認識しており、土地区画整理事業が宅地等の値下がり
に直接結びつくものではないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員に申し上げますが、先ほどの名古屋市が斎場の土地を買うとか買えへんとかの話のときに弥富市がとなっていましたんで、訂正してください。

○11番（佐藤仁志君） ごめんなさい、失礼しました。

名古屋市が買いました。

ごめんなさい。ちょっと急いだせいでお恥ずかしい限りです。

ちょっと念のために再質問させてください。

値上がりに直接結びつくものではないと考えているといういつもの答弁なんですけど、考えているということは結びつかないとは断定できないので、間接的な影響について言うならば、あるともないとも言えないと、そういうことでよろしいでしょうか。ちょっと確認の再質問です。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、まだ現在は、業務代行に関しては事業化検討パートナーということでございますので、事業が確実に進むと決まったわけではございません。

ですので、今、事業化検討パートナーとの意見交換をする上で、この事業地については需要が十分あるというふうには確認はしておるんですけども、現実それがこのまま進むかどうかというところはまだ決まっておるものではございません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ちょっとごめんなさい。再々質問させてください。

もっとシンプルに、僕が市民の人に言われているのは、平島とか五明でもまだ宅地は余っているんだけど、これ以上供給していいのかなというふうに言われちゃったもんですから、聞いているので。

ただ、多分さっきも聞いたように、直接結びつくという、結びつかない
と断言もできない

し、じゃあ結果的に影響がないとも断言できないし、それは断言できないんでしょうというふうに聞いたつもりなんで、そういったことは分からないということですよね。

もうこれで再質問最後です。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 断言できるかどうかと言われれば断言はできませんけれども、先ほど、事業化検討パートナーと調整、打合せをしている中でも、今度その地区、車新田地区においては市街化調整区域が市街化区域になる、またそこには商業地等も併設されて、宅地の供給もされて、環境も都市施設も十分整備されて環境がよくなるということでございますので、需要は十分あるのではないかというふうに考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 市側の立場としては、この区画整理事業、素晴らしいという答弁と思いますが、僕が板挟みになっている私としては、市民の人からこれ以上供給されても困るわなということに対してお答えしようがないことだと思います。

次に、書画カメラ16をお願いします。

ちょっと先に答えられちゃったんですが、これは弥富市のホームページをそのままほぼ文字をコピーして貼りました。事業化パートナーというのをやるということで、大分説明されちゃったもんですから、ただ、これも市民の人に言われたので、あまり言いたくない質問をさせてもらうんですけども、例えばマンションの管理組合を引き合いに出して言われたんですけども、いわゆる管理委託や大規模修繕をするということになると、結局、素人の理事会がいわゆる何をやるか、契約金額というのがどうしても業者任せになってしまっているんじゃないのと。仮に理事会メンバーによほど専門的な知識があれば別ですけどね。結局は業者が内容と値段を決めれば従うしかないんじゃないのと。

例えて言うなら、もっと身近で言うならリフォームと一緒に、一旦手をつけて工事途中でやめたくてもやめられないので、長ければ長くなるほど事務経費もかかるし、工事費もかかっていくと。でも業者は変えられないとなると、結局業者の言う値で払うしかないんじゃないのというふうに言われたんですね。

ゼネコンと事業パートナーで、要は清水って大手ですね、ゼネコンと不動産業者による事業化検討パートナーのデメリットについてどのように理解していますか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 土地区画整理組合発起人会と事業化検討パートナーとの間で締結されております覚書では、お互いに金銭的な負担もなく、事業を進める上での民間事業者としての意見等を聞くことができることから、大変有益なものであり、デメリットはないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 次は書画カメラはないんですが、やるなど言っているわけじゃないんですよ。あくまで地権者の方の自己責任ですので、そこはいいと思うんですが、ただ、同じ地権者の中でも、土地をたくさん持っている、田んぼをたくさん持っている方と、それから屋敷地しかない、あるいは屋敷地もそんなに大きくないという方の差があると思うんですよ。だけど、屋敷地しかなくても、さっきの図表を思い出してほしいんですけど、土地の価値は確かに上がるんです。道路が今までは2メートルか4メートルしかないやつが、6メートルになると。いわゆる市街化区域になると上がっちゃうわけですよ。それを精算しなきゃいけないので、一人一人でいうといろいろとあるんで大丈夫かなと、これも僕も言われたんですよ。

そういった地権者といってもすごく差があるもんだから、その差がある地権者にとって長期的にためになるのかという質問です。答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 土地区画整理事業は、道路や公園、下水道等の公共施設を総合的に整備するとともに、防災機能を備えた商業施設等の立地も図られ、地区内の生活環境が大きく向上いたします。

また、土地区画整理事業を進めるために、地権者の方には減歩等により公平な負担をお願いすることになりますが、生活環境の向上と併せて、市街化調整区域から市街化区域に編入することにより土地の利用価値が大きく向上することから、長期的には全ての地権者の方にとって大きなメリットとなるものだと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 予想どおりの答弁なんですけれども、全体としてよくなる、車新田もし成功すれば、この名古屋のように、名古屋というほどじゃないですが、よくなると思うんですが、これもだから言いたくないんですが、言われたので言いますけれども、じゃあその前やった川平とか五明とか平島も何か所かあるんですけれども、やっぱり古い区画整理より新しい区画整理が見栄えがいいと。そういうところに、でもね、それぞれが地主の方々の自分の責任でやられることなので、僕はやるなど言いませんよ。だけど、公費を入れるメリットがあるのかという論点で市民の方は見るわけですよ。

要するに、自分たちは老人福祉、あるいは子供の福祉をやってほしいと。別に自分は区画整理で何も得にならないという人たちが、じゃあ区画整理に公費を入れるのかということです。今までも入れていますからね。それはルールにのっとってやればいいと思うんですけど、ただ、ちょっと今までくどくど言ってきた、僕が言われているリスクを考えたときに、その大災害だったり、その購入度が高くなったりとか、もう幾つもあるその工事が上がってき

やったときに、これはちょっと僕、安藤市長の施政方針でも、しきりに自由通路、まちをよくすると、大いに結構ですよ。まちをよくするために、自由通路だけじゃなくて、駅前だけじゃなくて、この車新田の土地区画整理をやって、まちをどんどん便利にしていくなだということで、恐らく区画整理組合の方々も弥富市の施策の一環でやっているという意識はあると思うんですよ。

区画整理組合の理事なんて面倒くさいですよ。面倒くさいけれどもやってやろうかという立派な方で、僕は非常にそこは尊敬するんですけど、じゃあ弥富市が誘導したからといって、もし何かのトラブルで保留地を売っても工事費が払い切れないといったときに、じゃあ弥富市がやれと言ったから、その尻拭いをしろというふうに言われても困ると思うんですよ。

なので、質問としては公費を入れるメリットがあるか、それから公費の追加や損失穴埋めはできないことを確認したいと思います。答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 新たな住宅用地の供給による人口増加や商業機能の充実などにより、日常生活の利便性の向上や地域の活性化が図られ、それに伴う税収の増加も見込めると、公費を投入するメリットは大きいものだと考えております。

また、その公費投入につきましては、土地区画整理事業により都市施設が整備されることから、これまで市内で実施された土地区画整理事業と同様に、土地区画整理組合に対し、現在見直しを進めております弥富市土地区画整理事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ちょっと今、答弁で気になるところで、その交付要綱が、過去の公表を今回見直ししていると。それが過去の区画整理組合とアンバランスであれば、過去の区画整理組合の人、怒っちゃいますよね。それはないんでしょうねということが1点と、それから僕が質問でこだわっている、もう一旦設立しちゃったら、公費の追加や損失穴埋めはできないことを確認したいと聞いたんで、その2点ですね。

シンプルに公費の追加、特に損失穴埋めができないということは確認しておきたいんですが、再答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど申し上げましたとおり、現在、補助金要綱を見直し中でございます。これにつきましては、過去に実施してきました区画整理事業を現在これからやろうとしているものに合わせる形で、不公平がないように今見直ししております。

また、先ほど申し上げましたとおり、補助金、公費投入につきましては、補助金要綱に基

づき補助をするものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） 僕も頼まりました議会の場で公費の追加や損失穴埋めはできないと、しようがないと思うんですけども、念のために確認させてもらいました。

次に、書画カメラ17をお願いします。

これはちょっと字が細くてあれなんですけど、結論から言うと、これも先ほどの棒グラフを数字にしたものです。

なので、強調したいのは2050年にこの上から、ゼロー14歳は63%、2020年を100としたときですね。それから15歳から64歳は73%で7割です。65歳から74歳は89%、約9割、逆に75歳以上は137ということですから4割増しで、合計としては8割ということになるんですけども、やはりこの肝腎な生産年齢人口が下がっていくということをおある程度読み込んで財政を考えてほしいんですね。

特に借金です、公債。これはこの議会でも何度も言っているように、後の人が使うから、例えば小学校なんかでもそうです。後の人が使うから30年ローンで払えばいいんです。

ただ、残念ながら払う人が減っているということですよ。なので、そのことについて3割減を想定すべきじゃないんでしょうかということについて答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の税収の大宗を占める固定資産税の場合、人口の増減の比率そのままに収入額が増減するものではなく、一概に人口が減少することにより、その割合分、経済が小さくなるわけではないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） 固定資産税のうち、いわゆる純粋に土地の部分について、いわゆる評価額を下げなければ下がらないでしょう。

ただ、これについては、先ほど言っているように、土地の値段が本格的に下がったときに固定資産税が維持できるかどうかについて、全国的な問題があるというリスクがあります。それから、いわゆる住民税的なものに関して言うならば、やはり人口、人口というのは働く人が7割になったときに影響がないとは思えません。それに伴って事業所税等も来ます。それから固定資産税のうち、いわゆる物品というのかな、設備投資に関する固定資産税も景気の影響を受けるので、僕はよくよく注意してほしいと思いますので、一応ちょっと確認の再質問ですけども、大きくは変わらないんですけども、リスクがあるということは部長として想定されていますよね。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 平野議員の一般質問で御答弁申し上げましたが、本市におきまし

ては、今後、扶助費の増加に加え、大型の建設事業が控えており、人件費や物件費の増加も予想されるため、引き続き注意深く財政運営を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 当然そういう危機感を持ってやっていらっしゃると思いますので、よろしくお願いします。

次の1の4なんですけれども、ちょっともう時間が残り15分を切ってしまっているのも、大変申し訳ないんですけれども、ちょっと飛ばさせていただいて、大きな2番に移らせていただきたいと思います。

これについてもちょっと私の発言は控え、書画カメラ19をお願いします。ちょっと1枚飛びますけれども。

私の発言はちょっとカットしますので、結論から言うと、ここに実は弥富の名前の由来は、弥栄に富むということで、合併したときに、前ヶ須でも鯛浦でも平島でも中山でもない名前をつけたそうです。

やはり伊勢湾台風からの復興という共同体と共感というのが、ごめんなさい、その前に、この大きな2番というのは、地域のよりどころとなる小学校がなくなっても、4つの小学校のことを言っているんですが、歴史と自然と文化を育む仕組みをつくってほしいと、これはこの間の決議でも地域振興のことを議会として言っているのとほぼ重なっております。

②番としては、地の利を生かした人口増加が今まで来ましたが、これについては今後も予断、今後はちょっと生かせる部分もありますけれども、気をつけなきゃいけないということです。

それから、3番の自然災害リスクと人口減少時代の構造改革は先ほどと重なります。

それから、今回改めて地域の、特に農村地域の方と話をしているときに、やっぱり農村地域の女性が暮らしにくいと、あまり言いたくないんですけれども、大分昔と比べると、地域の農家の方も若い女性、あるいはよそから引っ越してきた方に対してすごい気を使っています。痛々しいぐらいに気を使っています。うちもそうなんです。そうでしょう。

なんだけど、やっぱり一緒に住むって個人のプライバシーというか、なかなか住みにくいよね。なんだけど、まさしく女性だけじゃないんですけど、少数者が人権で暮らしていけるというのが大事だし、これが最初のところに戻るんですけれども、人口を維持、維持というか、人口って子供、若い女性がどうしてもまず名古屋へ行く、その次は東京へ行くというところを止めるためには、そこが重要だと思います。

ちょっと発言原稿は全部飛ばして、書画カメラ20をお願いします。

細かい数字なので結論だけ言いますけど、私もこれ数字を、弥富市のホームページから、住民基本台帳から、ちょっとどういうふうかなと思って、減った減ったと言われたので、ど

れくらい減ったのかなと思って、あくまで弥富市の住民基本台帳から拾ってきた小学校区別の人口を見たら、この南部、東部が農村地域で軒並み三角なんです、特に栄南がマイナス10.5%、4年間なんです。ただ、これはこういう問題があるんです。この表は65歳未満と言っているんですね。63歳、64歳、65歳の人が4年間のうちに65歳以上に移ると、栄南地区からは引っ越していなくても、マイナス220人ということになるんですよ。

だけど、今回のテーマであるところの地域の活性化というときに、やはり働く世代です、そこで言うと、栄南で10.5%、大藤8.8%、十四山東部が5.2%、十四山西部でも7.7%、市全体でも2.4%減っていますので、その分は加味してもいいかなと思いますが、非常に減っています。

こういった実態というのは、本当に私も実は農村地域に住んでいまして、実感としてあります。こういうことについて、この農村地域の声を聞いて対策を考えているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の人口は、全国的な少子高齢化と人口減少の中で平成22年まで増加してきましたが、平成27年には微減となっております。

本市はその後も人口が減少傾向となることが見込まれたために、平成28年2月に人口の現状分析や将来展望を示すビジョンとして、施策の方向性や具体的な展開をまとめた弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

令和3年度からは、人口減少対策と地域活性化につながる取組を継続し、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会の維持を図ることを目的に、第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。

計画策定に当たりましては、市民の皆様へのアンケートやワークショップ、パブリックコメント等を実施し、外部委員で構成する会議体において御協議をいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 市全体でやっていच्छるというのはそのとおりだと思います。

そして、今の答弁を聞いていると、外部委員で構成する会議体において協議、もちろん学識者とかいろいろやっていただきたいと思います。それから、市全体の仮にアンケート調査について、例えば農村地域とそうでない地域の比較することも重要だとは思いますが。

なんだけど、せっかく例の広報「やとみ」を全戸配付したもんだから、実は去年この学校の統合問題のときにも市民から意見が出ているんですけど、やっぱり特に今問題になっている、学区で言えば大藤、栄南、十四山地区について、できれば、各戸だと誰かおやじが書くとおしまいですので、各戸の全員が本当にこの地域でどう暮らしていくのかというアンケー

トをやっただけでいいなと思いますが、僕はそういうつもりで質問したので、一応軽く再質問で、今後そういったアンケート調査は計画サイドであり得るでしょうか。軽く答えていただければいいですけど。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） このたびの弥富市総合計画後期基本計画におきましてアンケートを行っており、それには各地区のそれぞれのアンケート集計結果も出ておりますので、そちらのほうを参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 私、あれを本当に何度も読んで、自分でワープロにして分類して、ホームページにも発表しているんですけども、個別意見すごくいい意見が出ているんですよ。

なので、やっぱり市民の意見も大事だと思うので、本当は特にこの今回合併する学校について、まずは意見、しかもできれば、いわゆる世帯主でないお母さんとか女性とか、おじいちゃん、おばあちゃんとか、子供の声も聞いていただけるといいなと思います。

次は書画カメラがありません。

まちを歩いていると、今回の金庫から17万円が消えるとか、それから決算の処理が違法だったとか、あと市のホームページで住民税算出法の誤りがあったよという指摘もありました。それから、今回の2,000万円の報告がなかったと。

僕も本当に皆さん、たった4万人しかいなくても市だと言っている。職員も少ないのに、例えば30万、40万人と同じ仕事を求められても、それはできんわなというのは僕も身に染みて分かっていますから、あんまり重箱の隅をつつきたくないんですよ。

そうやって言い訳じゃないんですけど、市民の人には御理解を求めているんですが、でも逆に僕叱られましてね、いや、佐藤さん、分かっているのかと。だからこれは現場の問題じゃなくて、現場が間違えるのは当たり前だから、間違えるのは当たり前、ミスをするのは当たり前ということで、民間企業ではその業務の手順書をつくって、その手順書をどの段階で誰がチェックするかということを明確にしてやっているんだと。

今回のやつを見ていて、ごめんなさい、僕が言っているんじゃないですよ、言い訳ばかりで、民間企業の不祥事だったら、社内ルール、手順書がつくってないのは、経営管理部あるいは経営者の責任と。そもそも社内ルール、手順書が守られなければ、守らせなかったのは経営者の責任だし、手順書をつくらせていなければそれも経営者の責任というふうに指摘されました。だから、こんなことが起きたら、もう今頃、経営者は取締役会や株主総会で責任を問われているわなとも厳しく言われました。なので、そういったことについて市民の皆さんが心配していらっしゃる。あと、コンサルやなんかをちゃんと入れろとも言われま

したけどね。

ということで、今の市役所の経営者というのは、経営環境についてどういうつもりなんだろうと言われていました。この件について通告してありましたので、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 市政運営に対する市民の皆様からの信頼につきましては、職員の適切な事務執行の下に成り立っていることから、不適切な事務処理の発生は、その信頼の低下に直接つながることを承知しております。

一たび不適切な事務処理が発生いたしますと、その対応には時間、労力、そして経費等が必要になる場合もございますので、未然に防止を図ることが重要であります。

本市におきましては、日頃から適切な事務処理を心がけているものの、一部で不適切な事務処理が発生したことにより、市民の皆様にご心配をおかけしているところでございます。こうした事態を真摯に受け止め、市民の皆様からの信頼回復に向け、財務会計研修、また人材育成研修やコンプライアンス研修を実施するとともに、事務処理手順やマニュアルの見直し、庁内の情報共有を徹底するなど、不適切な事務処理の発生要因と課題を整理し、不適切な事務処理の発生を防止するための取組を強化することで、本市全体の適切な事務執行を確保してまいります。

また、職員一人一人にあっては、法令等根拠にのっとり職務執行という公務の原点に立ち返り、それぞれの職責を着実に果たすよう真摯に取り組み、併せて、風通しのよい職場づくりと人材育成や体制整備に関する組織的な取組にも一層注力していくことにより、今まで以上に市民の皆様からの信頼確保に向け、全庁一丸となって着実に適切な事務の確保に取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ちょっとある意味では予想どおりの役所的な答弁だったので、ちょっと再質問をお願いします。

やっぱり副市長の答弁を聞きたいという意見もちょっともらっていますし、私もこの件についてはちょっと思いとしては、副市長に、長年の行政経験豊富で、この行政を束ねる立場での副市長の声をみんなが聞きたいと言っているし、私も聞きたいので、副市長の再答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど部長が答弁いたしましたとおり、今回は私どものミスが度重なった部分において、市民の皆様に対して御心配やら御迷惑をかけたことに関してはおわびを申し上げます。

そうした中におきまして、市内部の研修をしっかりと行うとともに、部長が申しましたと

おり、その課題をしっかりと洗い直して、今後このようなことがないように努めてまいります。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 役所というところは私も経験していますから分かるんですけど、あまりにも職員が多過ぎて、ただ入ったときの球はいいはずなので、時間をかければきっとよくなると思っていますので、そこはあまり不安じゃないんです。

ただ、やっぱり市民の人にもうこれだけスピードを求められているし、さっき財政的にも人口減少でもうスピードを求められているので、やはりそのスピード感というものがないんじゃないんですかという、今答弁を聞いてますます思ったんで、すみません、最後、再々質問で、市長でもし答弁いただければありがたいですが、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど部長、副市長が答弁したとおりでございますが、いま一度いろんなことを原点に返って、ルールづくりもそうですが、そういった面でなかなか職員の中で共有ができていない部分もあったものですから、しっかりとまた職員の教育等もしてまいりたいと思いますし、また来年度の予定ではございますが、県のほうにやはり1名監査のほうに職員を派遣して、またちょっと勉強してきてもらいたいなということも思っておりますものですから、そういった面でもしっかりとこの行財政運営に当たってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 武士道とは死ぬことと見つけたりという言葉があるんですが、僕も公務員として武士道をやってきたつもりです。

やっぱり評価は30年後、100年後しか出ないんです。だからその覚悟を持てるのが公務員の、あるいは市長、副市長の政治家としての醍醐味だと思いますので、とにかく今よければいいじゃなくて、将来のために何を残すかということで、こんなに面白い仕事はないと思っていますので、死ぬとか死なないという問題じゃなくて、自分がやったことが、その生きているうちには評価されない、ないんだけど、死んだときにきちっと評価されるような仕事というのが公務員の仕事だと思いますので、私も一緒に考えていきたいと思っていますので、頑張りましょう。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員にすみません、最後申し上げますけど、今日お使いになった書画カメラの資料で、引用元が記されていないのは、全て御自作ということですね。

○11番（佐藤仁志君） 引用元を書いたつもりなので、漏れがあったらすみません。

○議長（堀岡敏喜君） 全部白紙で何も誰がつくったか分からないような資料になってしまったんで、次回からは必ず御自作なら御自作と掲示をお願いします。

○11番（佐藤仁志君） はい。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時36分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、2題一般質問をいたします。

1つ目は、相続登記の義務化についてです。

国土交通省が実施した平成28年地籍調査の結果で、登記簿のみでの所有者不明土地は全国で約410万ヘクタール、これは九州本島を超えるぐらいの水準となります。この割合は22%となり、原因の66%が相続登記の未了です。このままですと、2040年には全国で約720万ヘクタール、北海道本島に迫る水準まで増加するという推計がなされました。相続登記がされていない場合、所有者を探すのに時間と費用が必要となり、不明の場合は土地の放置や利活用の阻害要因にもなります。

民法の改正により、令和6年4月1日より相続登記の義務化が始まりました。相続登記の義務化により、税収及び課税業務にも影響があるのか確認をしたいと思います。また、相続登記の義務化は市民の皆様にも大きな影響があり、この制度の運用は市民への周知と理解、自治体の協力が欠かせないと考えますので、このことに関して質問を行います。

まず、相続登記の義務化ですが、登記ですので法務局の管轄です。しかし、固定資産税に直接関係する分野でもありますので、相続登記の義務化とはどういう制度なのか、詳しい内容について御答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

相続登記の義務化は、相続人が不動産を相続により取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることを義務づけるもので、所有者不明土地の発生予防のために令和6年4月から施行されました。4月より以前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは義務化の対象になります。なお、正当な理由なく相続登記を怠ると過料が課せられる可能性がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） そもそも相続登記とは、土地や建物の名義人が亡くなった場合に、

遺産を引き継いだ方に名義を変更する手続です。これまでは相続登記は義務ではなかったもので、申請していないケースがたくさんあります。

義務化が施行され、市民の中には法律や登記制度になじみの少ない方もおられますが、相続は死亡により開始する土地、建物を所有する全ての方が対象の避けられない事項です。この改正は、正当の理由がない申告漏れには罰則もあり、施行前の相続にも適用されるとする住民にも大きな影響を与える改正となっています。制度の理解を得るためには周知、広報が極めて重要ですが、これまではどのような周知や広報を行ってきたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 相続登記の義務化につきましては、名古屋法務局から掲載依頼があり、広報及びホームページに加え、固定資産税の納税通知書内に折り込みチラシを封入し、義務化の開始や相談窓口等の周知を行ってまいりました。

また、本市の実施する御遺族向けワンストップサービスであるおくやみコーナーにて、直接御遺族の方へお声がけを行い、周知を図ってまいりました。今後も名古屋法務局などと連携をし、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 相続登記の義務化の開始で注意したいのが、施行以前に発生していた相続にも適用される点です。

私は特に施行前の相続にも適用される点を危惧しています。自らが対象者と理解していない市民も多いのではと推測されます。施行前の相続にも適用されるということも含めて、今後の周知をどのようにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記がされていないものにつきましては、令和9年3月31日までに相続登記をしていただく必要がございます。引き続き、この旨をホームページ等で適宜周知してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 法務局の管轄になりますので、基本的には国が周知をしていくというものかと思いますが、国と法務省と連携をしながら、ぜひ弥富市も市民の皆様への周知に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

固定資産税に関する書類を受領する相続人の代表者へ3年ごとに手紙を送るなどの方法で、幅広く市民の皆様はこの相続登記の義務化を周知していくことも有効ではないかと思いますので、よろしくお願いします。

次に、今までは義務化されていなかった相続登記ですが、相続登記されない場合、相続人

にはどのような不利益が発生するのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 不利益の一つには、相続登記を怠ることで法律上の義務に違反し、過料が課せられる可能性がございます。

具体的には、不動産を相続で取得したことを知ったにもかかわらず、3年以内に相続登記をせず、正当な理由がないときには過料の対象となります。そのほかにも、登記が行われていない不動産は売買等で制約を受ける可能性がございます。よって、相続登記は法の義務にのっとり適切に実施する必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） それでは、相続登記されない場合の相続人からの固定資産税の徴収はどのような形になるのでしょうか。また、所有者不明土地、家屋の固定資産税の課税徴収状況の現状はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 亡くなられた方の不動産の相続権を持つ法定相続人の方につきましては、本市の調査後、対象の方と相談の上、その後、納税をお願いしております。

所有者不明土地につきましても同様に、地方税法に基づく税務調査の上、適切な賦課徴収に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） その場合の納付書が送られる先というのは、どなたという形で送るのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 法定相続人の方と届出をいただき、相続人代表者兼現所有者として指定させていただいた方へ納付書をお送りしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 相続登記をされない場合、固定資産税の課税、徴収以外に自治体においてどのような問題が発生するのか、お伺いいたします。

例えば、公共事業において所有者不明土地を起因とした業務停滞の事例などありますか。また、環境や防犯面から住民の皆さんにとって不安があると考えますが、そのサポートなどありますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 相続登記されていない不動産につきましては、空き家の発生など周辺の環境悪化となる可能性があり、相続登記の義務化が管理される方の把握に一定の効果があると考えております。

なお、法務局では相続登記がされず、登記義務違反を把握した場合、義務違反者に登記をするよう催告書を発送した上で、さらに期限内に登記がなされないときには義務違反を通知することとされております。

このような手続を経て、なお登記義務が履行される管理責任が果たされていない場合は、様々な問題に応じ、個別法などに基づいて関係課が連携を取りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 次に、相続登記の手続について、義務化への対応をお伺いいたします。

相続登記は法務局での手続になりますが、相続人確定のためには戸籍謄本等の収集が必要です。これは市区町村での手続になります。例えば、死亡届の受理時の際に交付されるチェックリストのようなものが配られるなど、相続登記につながるために本市で遺族にどのようなサポートを行っていますか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 死亡届の提出があった方に、おくやみハンドブックをお渡ししております。御親族が亡くなられたときに必要な手続がスムーズに進められるようまとめたものでございます。その中に相続登記に関することも記載しておりますので、参考にしていただいております。

また、名古屋法務局より提供されております相続手続に関する資料を同時にお渡しし、情報提供をしております。あわせて、先ほど御答弁させていただきましたが、本市の実施する御遺族向けのワンストップサービスであるおくやみコーナーにて、直接御遺族の方へ声かけを行い、周知をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 相続登記の申請において、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸籍、原戸籍、除籍、除票や戸籍の附票、また相続人の戸籍、住民票の収集が必要なため、所在不明者がいると手続に生死確定の必要があり、家庭裁判所に失踪宣言申立てをすることになりますが、失踪宣言までに半年はかかるとされています。

相続登記の義務化により３年以内に申請することが義務づけられることになりますが、遺産分割協議が長期にわたる場合や、相続人に所有不明者がいて遺産分割協議自体が行えない場合には期限内に手続ができない事案も想定されます。

相続登記の義務化に向け、手続の簡素化があるのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 相続登記の義務化に伴い、手続の負担を軽減するため、相続人申

告登記制度が新設されました。

相続人申告登記とは、相続登記の申請義務の期間内である３年以内に相続を開始した旨と併せて、自らが相続人である旨を申し出ることによって申請義務を履行したとみなす制度でございます。

申告は、申し出る相続人の戸籍謄本等で認められ、資料収集の負担軽減が図られているほか、遺産分割の各相続人の持分が確定する前でも手続きができ、オンラインでの申出も可能となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 相続人申告登記がなされると、市としても固定資産税を請求する先がはっきりとするということの認識でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 相続人申告登記をしていただくことで、相続人の方の固定資産税を納めていただく方の把握が可能となりますので、有意義な制度であると考えております。

一方で、遺産分割協議中の場合、納税される方は確定されておりませんので、引き続き相続状況等の把握に努める必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 次に、2024年３月１日に最寄りの市区町村役場において、ほかの市区町村役場の戸籍謄本であっても一括して取得することができる制度が始まりました。

先ほど話したように、相続の手続を行う際には戸籍等を取得する必要があります。戸籍関係は本籍地を管轄する市区町村役場に請求し取得するのですが、本籍地は必ずしも住民票のある市区町村に置いていない場合もあるため、これまでは最寄りの市区町村役場に請求しても取得できないケースがありました。そのため、インターネットなどで本籍地のある市区町村役場のホームページから申請書をダウンロードし、必要書類及び郵便局で購入する定額小為替、返信用封筒を同封の上、郵送にて取り寄せをする必要がありました。

法律専門職は日常業務としてこの作業を行っており特別なことはありませんが、一般の方にとってはこの手続は非常に負担のかかるものだと思います。この負担を軽減するために、他管轄の戸籍等であっても、最寄りの市区町村役場でまとめて請求できるようにした制度が広域交付制度です。この広域交付制度の内容について御答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 令和６年３月１日より、本籍地以外の市区町村の窓口でもコンピューター化されている戸籍の戸籍証明書を請求できる制度でございます。

これにより、本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求でき、また必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても１か所の窓口でまとめて請求する

ことが可能でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 相続登記の申請をするに当たって、所有する不動産が複数の管轄にまたがって所在する場合には、それぞれの不動産の所在地を管轄する法務局に対し、また他の行政庁や金融機関などの様々な相続関係箇所、亡くなった方の相続関係書類として戸籍謄本等の原本の束を提出しなければなりません。

法定相続情報証明制度を利用することで、戸籍謄本の束の代わりに法定相続情報一覧図の写しを相続登記に利用でき、様々な相続手続において戸籍謄本の束を持ち歩く必要がなくなります。

本市では、この法定相続情報証明制度の周知を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 法定相続情報証明制度とは、全国の法務局において、相続手続に利用することができる法定相続情報一覧図の写しの交付を受け、相続手続が幾つもある場合は、戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなる制度でございます。

死亡届の提出があった方に名古屋法務局より提供されております法定相続情報証明制度について記された資料をお渡ししております。また、ホームページにこちらの制度についての掲載も行っております。今後も名古屋法務局と連携し周知してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 今後は高齢者が増えていくことになります。高齢者の相談ニーズは、終活に関することが増えていくと予想できます。終活は身の回りの整理はもとより、財産の相続、葬儀やお墓の準備など、その内容は多岐にわたります。これまで経験したことがないゆえに、どうしたらいいのか悩む人も少なくないのではないかと思います。

こうした終活の相談を受ける人が増えれば、空き家等の発生を僅かでも減らすことができるかもしれません。円滑に相続手続を行い、新たな所有者不明土地を生み出さないためにも、遺言書の作成など、いわゆる終活が重要であると考えますが、本市では終活に関する取組を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、弥富市版エンディングノートを毎年1,000部ほど作成し、市役所介護高齢課や地域包括支援センターなどに配置をしております。

民生児童委員協議会やふれあいサロン、福寿会等の各種講座において、エンディングノートの活用方法について、地域包括支援センターやケアマネジャー等と連携をして講話を行い、

普及啓発に努めているところでございます。

また、令和5年12月にはふれあいサロンの代表者に対し、「相続登記の申請義務化等について」と題し、名古屋法務局津島支局の職員に講話を行っていただきました。令和6年7月には、海部南部権利擁護センターによる「知っておきたい遺産相続～相続トラブルを避けるために」と題した講話を司法書士を招いて行っていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 超高齢社会を迎え、自分の死後にトラブルが起きないように考え始める人は多くいらっしゃると思います。

ぜひ、その講話に参加されたふれあいサロンの代表者さん、民生児童委員、福祉介護職の皆様から広げていただいたり、個人的に相談したい方につながるような活動や相談会を開催するなど、広く啓発にも取り組んでいただければと思います。

最後に、市長にお聞きします。

私は、空き家の主な原因は、人口減少と東京や名古屋など都市部への流出だと考えています。そこに所有者の意思を尊重することが基本となっているため、空き家問題はなかなか解決が難しい問題だと思います。行政側も対策に頭を悩ませていることと思います。

市長が考える空き家問題の根本の原因は何だとお考えでしょうか。また、そのことを受け、弥富市の空き家問題に対する方針をお示しいただき、空き家問題解決に向け、どのようなアプローチの方法を取っていくのか、御答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、全国的に空き家が増加しており、それに伴い放置されたままの空き家が周辺に与える影響が深刻化し、社会問題となっております。

議員御指摘のとおり、空き家が年々増加している原因といたしましては、これまでの核家族化の進行や人口減少、少子高齢化、都市部への人口集中などの様々な社会構造の変化によるものだと考えております。

放置された空き家が社会にもたらす問題は大変大きく、特に適切な管理が行われていない空き家は安全面や環境衛生面、防災面、防犯面等の様々な問題を引き起こす可能性があります。

本市の空き家に関する取組といたしましては、まずは適切な管理が行われていない空き家の所有者等を特定し、所有する空き家が周辺に与えている現状を説明し、改善されるようお願いをしております。そして、空き家に関する相談等がある場合には、相談窓口として空き家に関する専門知識とノウハウを持った愛知県宅地建物取引業協会や協会が運営する愛知県空き家バンクの活用等を御案内しているところでございます。

さらに、空家等除去費補助制度として、補助要件はございますが、空き家の撤去工事にか

かる費用の一部を補助する制度を設けております。

また、空き家を相続した方がその敷地を売却した場合に、一定の要件を満たした場合には課税の特例が受けられる制度もございます。

今回御質問をいただいております相続登記の義務化は、相続後の空き家の所有者を特定する場合には大変有効なものであると考えますが、空き家対策は所有者とその相続人等が空き家になる前から考える必要がありますので、引き続き広報やホームページ等により市民の方々への周知を図るとともに、先進事例、先進自治体等の情報を研究し、国や県の補助金を活用しながら、より効果的な空き家対策を進めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 所有者不明土地や空き家等については、繰り返しになりますが、所有者の意思を尊重することが基本となるため、地道な対策を積み重ねる以外に選択肢が少ないのが現状と考えます。

そうした中、国などでも様々な対策が講じられています。例えば、空き家の流通、活用を促す空き家バンク、農地を借り受け、それを貸し付ける農地バンク、さらに倒壊のおそれのある空き家に対する強制解体を可能にし、管理状況のよろしくない空き家を固定資産税の軽減措置の適用外にするといった法律の制定、相続した土地を国庫に帰属させることを認める制度の創設などです。

これらはいずれも空き家などが発生した後の、言わば事後的な対策です。今後は、空き家などの発生を未然に防ぐような対策も強化していく必要があるでしょうし、その一つが相続登記の義務化だと思います。

相続登記の義務化に関しては、住民の皆様の中ではやはり身近な役所ということで弥富市役所に相談に来られる方も多いと思いますので、法務局の管轄だからと消極的にならずに、親切な対応を職員の皆さんにお願いするとともに、周知に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2 題目に移ります。

平成28年10月に弥富市健康都市宣言が行われました。よりよい生活習慣を心がけ、共に支え合い、地域社会全体で健康づくりを進めていくため、健康都市を目指すことを宣言しました。

また、第2次弥富市総合計画後期基本計画が令和6年4月からスタートし、取り組むべき主要な施策として、高齢者が外出したくなる楽しい環境づくりを掲げ、「生涯健康、生き生き、住み慣れた地域で安心できるまち やとみ」を基本理念に掲げ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする弥富市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、さらなるやとみ型地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、地域共生社会の実現に

向け、地域の支え合いとともに、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、生き生きと暮らせるまちを目指していくということが示されました。

今年度から地域福祉計画の作成とともに進めていく重層的支援体制の整備においても参加支援の実施が求められており、高齢者も地域のあらゆる場に参加していくことが想定されます。

そこで、地域で生活していく高齢者が幅広い選択肢を持てるようにとの観点で幾つか質問をしていきます。

社会参加に関して移動は付き物であり、高齢者の移動に関しては度々課題になっておりますが、その手助けをするツールの一つとしてタクシーがあり、その利用料金の助成制度が本市では整備されています。高齢者等福祉タクシー料金助成が利用できる事業者の選定はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢者等福祉タクシー料金助成券を取り扱える事業者につきましては、弥富市高齢者等福祉タクシー料金助成事務処理要領に基づき事業者を指定しております。新規に登録を希望する事業者は、市が定める必要書類を添えて申請していただき、本市で審査の上、指定をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） いつタクシーを使ってお出かけしたのかという情報をケアマネジャーの立場から把握しておきたいとの声を聞きました。

高齢者等福祉タクシー料金助成利用券の利用状況の共有についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢者等福祉タクシー料金助成利用券を利用して乗られた方のタクシーの利用状況につきましては、担当ケアマネジャーから相談があれば、市や地域包括支援センターにて随時対応をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） ケアマネジャーから御相談がありました場合には、御対応をよろしくお願いいたします。

高齢者等福祉タクシー料金助成利用券を使用できる事業者は、一般タクシーで6事業者、福祉車両で25事業者があることが確認できました。利用できる事業者は多くあるように感じますが、一方でなかなかタクシーがつかまらないという声を聞きます。現状と対策についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） タクシーを呼ぼうとしてもつかまらないとか、予約が取れないというお話は、介護高齢課窓口でも皆様から度々お聞きしております。

全国的にタクシー運転手が減少しているとともに、タクシー運転手も需要の見込める都市部に移っていかれることが原因であります。タクシー不足は交通業界全体の問題でもあり、市による解決への対策は見つけれられていないのが現状でございます。

タクシー利用に関しましては、通院等の予定日が決まっているようでしたら、早めに予約を取っていただくようお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 福祉車両については、予約制でもあり、25事業所ありますので、よほどのことがない限りは大丈夫なのかなとは思っておりますが、外出する際のハードルにならないように御対応をよろしくお願いいたします。

次に、社会参加の一つとして選挙への投票がありますが、足の悪い高齢者の方で選挙に行けなかったという声も聞きます。車をお持ちでない方、歩くのも大変な方など、交通手段のない高齢者の投票についてどのように考え、その対策はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 高齢化社会が急速に進展し、高齢者の人口増加が進んでいる中、高齢者の移動手段の確保は必要なことであると捉えております。

交通手段のない高齢者に対する移動支援としましては、投票に限ったものではございませんが、先ほどからの答弁にございましたとおり、高齢者等福祉タクシー料金助成事業を実施しております。

選挙につきましては、期日前投票という制度があり、公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの間、一定の事由に該当すれば投票することができますので、投票日のほか、期日前投票の期間において、高齢者等福祉タクシーや公共交通等を御利用いただきたいと思いますと考えております。

なお、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで、要介護状態である方で一定の要件に該当する場合、自宅などから郵便により不在者投票を行う郵便投票の制度がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 次に、施設を利用する高齢者についてお伺いしていきます。

2024年12月から健康保険証がマイナ保険証へ移行し、現行の健康保険証は新規発行されなくなり、医療機関、薬局を利用する際はマイナンバーカードの利用となります。

施設に入所しており、マイナ保険証を家族などが管理し、本人が持参していない人、また

取得していない人への対応をどのようにするのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 医療機関、薬局等を利用する際、本人がマイナ保険証を持参していない人につきましては、市窓口での対応としては、利用登録解除の申請を受けた方に対し、速やかに資格確認書を交付することとなります。

また、マイナ保険証を取得していない人につきましては、現行の被保険者証の有効期限である令和7年7月31日以降は資格確認書を交付することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） それでは、入所施設へのマイナンバーカードの出張申請手続の考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 本人の意思に基づく要望があった場合、施設職員の協力の下、市民課へ連絡をいただき、施設職員と市民課内部での日程調整をした後、施設へ訪問し、本人と対面してマイナンバーカードを作成するという意思を確認させていただきます。確認後、申請ができるようになります。

なお、マイナンバーカードの申請は、家族が本人に意思を確認した場合にも代理で申請することが可能でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 総務省の案内でも、市役所に出向くことなく、施設等で申請受付、受け取りができる案内がなされておりますので、もし依頼がございましたら御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、お隣の木曽岬町では、本年3月に町民の健康づくり、町民の介護予防その他地方創生及び町民サービスの向上に関することでの連携を軸とする包括連携協定をヘルスケア事業者と結び、7月には官民連携のスマートトレーニングジムが開設されました。広く一般でも、まだ健康で動ける高齢者でも利用でき、話題になっています。

地域住民の健康維持、介護予防のため、手軽なジム出店への考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では通所型サービスC事業を行っており、リハビリテーション専門職等が6か月の短期集中予防サービスとして運動機能の向上等を図るとともに、セルフマネジメントの動機づけ支援を行い、サービス終了後には地域のサロンや市内のジムなどにより運動機能の向上等を御自身で継続していただいております。

なお、市内には既に民間のジムやフィットネスクラブもありますので、市が新規にジムの誘致する考えはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 春頃から福祉業界をはじめ話題になっていますので、質問をさせていただきます。

それでは次に地域密着型サービスについて質問をしていきます。

地域密着型サービスの利用要件をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスでございます。

原則、市民の方が利用できるサービスであり、本市では、弥富市地域密着型サービスの区域外指定の同意及び利用制限に関する要綱において、転入後、施設・居住系サービスは1年、通所系サービスは3か月を経過しない方はサービスを利用できないと規定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） ただいまの答弁で、本市では要綱で、本人が転入後、施設・居住系サービスでは1年、通所系サービスでは3か月を経過しないとサービスを利用できないこととなっていると答弁をいただきました。

そこで、地域密着型サービスを利用する際、弥富市に在住している期間を短くはできないのでしょうか。弥富市に住んでいる家族が自分の親を呼び寄せたとき、往々にして緊急性が高い場合が多いですが、1年居住しないと利用できないなどの事例を聞きます。住居が空き地や空き家でないことの確認の上、また家族の居住歴によってこの在住期間を柔軟に対応することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 繰り返しになりますが、地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスでございます。地域密着型サービスは、小規模の事業所が多く、定員も少ないため、要件を緩和することにより市民の方が利用できなくなる可能性がございます。

このようなことから、本市では要綱において御本人の在住期間を設けておりますので、転入後の期限が過ぎるまでは在宅サービスを利用していただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 本市では他の自治体よりも人口に対しての部屋数も多いと聞きますし、この1年という期間は他の自治体よりも長いとお聞きします。

身寄りのないところや空き家、空き地に移り住んでくるわけではありません。親御さんとの人生の終盤の部分を、家族のいるところで、家族のそばで暮らしたいという弥富市の市民

の願いでもあります。ぜひ検討をよろしく願いいたします。

続いて、東海市、大府市、知多市、東浦町の3市1町は、知多北部広域連合として地域密着型サービスも管轄しているそうです。利用者の選択肢を増やすという意味において、地域密着型サービスの広域化についての考えをお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 知多北部広域連合は、東海市、大府市、知多市、東浦町の3市1町の介護保険事務のほか、ほぼ全ての業務を行っており、介護サービス給付費見込量や介護保険料を決定する介護保険事業計画の策定も広域連合で行っております。

他市町村と広域で地域密着型サービスを利用することは、第9期介護保険事業計画で算定している介護サービス給付費見込量や介護保険料に大きく影響することになりますので、現段階では考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 多様なニーズや生活形態に応えるためにも、受けられるサービスの選択肢を増やすという意味で、幾つかの質問をさせていただきました。

人生の終えんにおいて、親子、家族の絆を再構築できるよう、よりよい選択ができるような環境の整備をお願いいたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時23分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 高 橋 八重典

同 議員 早 川 公 二